

# ちょうせい



## 特集

50年を迎えた公害等調整委員会

公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム（第1回）

## 誌上セミナー

振動について

第2回 振動の測定方法

## ネットワーク

がんばってまーす

公害苦情対応業務を経験して

言葉の選び方とコミュニケーション

[山形県米沢市]

[愛知県一宮市]



うえすぎ  
上杉神社

(写真提供：山形県米沢市)



うえすぎ  
上杉まつり

(写真提供：山形県米沢市)

## Contents

- 2 公害等調整委員会新委員長紹介 公害等調整委員会事務局
- 3 **特集 50年を迎えた公害等調整委員会**  
公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム(第1回)  
公害等調整委員会事務局
- 15 令和4年度こども霞が関見学デー 公調委オンラインイベント  
「こども公調委 騒音やにおいて困ったときは！」 公害等調整委員会事務局
- 16 **誌上セミナー「振動について」**  
第2回 振動の測定方法  
株式会社ベネック振動音響研究所 はやし けんたろう 林 健太郎
- 26 公害等調整委員会の50年  
～令和3年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)から～ 公害等調整委員会事務局
- 35 公害紛争処理制度を知っていただくために 公害等調整委員会事務局



一宮七夕まつり吹き流し  
(写真提供：愛知県一宮市)



きそがわ  
木曾川  
(写真提供：愛知県一宮市)

## <ネットワーク>

### 36 がんばってまーす

#### \* 公害苦情対応業務を経験して

山形県米沢市市民環境部環境生活課主任 吉池 賢太郎 よしいけ けんたろう

#### \* 言葉の選び方とコミュニケーション

愛知県一宮市環境部環境保全課主査 向原 彰宏 むこうはら あきひろ

### 40 「第 52 回公害紛争処理連絡協議会」について

公害等調整委員会事務局

### 46 公害等調整委員会の動き(令和4年4月～6月) 公害等調整委員会事務局 ※

### 51 都道府県公害審査会の動き(令和4年4月～6月) 公害等調整委員会事務局 ※

・前号で掲載した「写真やデータで振り返る公害等調整委員会の 50 年」は、次号に第2回を掲載する予定です。  
・「※」印の記事は転載自由です。

#### 表紙の写真 田んぼアート <関連：36 ページ> (写真提供：山形県米沢市)

田んぼアートは、地元の小学生などに、田植え体験や稲刈り体験を通して自然と触れ合う農業体験をしていただき、秋には収穫したお米をお渡しする事業で、平成 18 年から実施されています。

令和 3 年は小野川温泉のキャラクター、温泉むすめの小野川小町を田んぼに描きました。

色違いの数種類の稲により作品を描き、観光客や地元の人たちの目を楽しませています。

# 公害等調整委員会新委員長紹介

公害等調整委員会では、令和4年6月30日付で荒井 勉 委員長が退任し、その後任に、同年7月1日付で永野 厚郎 委員長が就任しましたのでご紹介します。なお、加藤 一実 委員及び上家 和子 委員は再任されました。



7月1日付けで公害等調整委員会委員長に就任いたしました永野でございます。

折しもこの日、公害等調整委員会は、設立から50周年を迎えました。

この間、当委員会の担う公害紛争処理制度及び土地利用調整制度の運営に対して、皆様からいただいた多大なるご支援とご協力に深く感謝申し上げます。

当委員会は、50周年という大きな節目に当たり、気持ちを新たに、制度発足の趣旨に思いを致しつつ、環境をめぐる意識の高まりや経済・社会構造の変化など時代の要請に的確に応える制度の運用を目指して、一層の努力を重ねてまいります。

まずは、専門性と職権調査という当委員会の手続の特色を活かしつつ、世相を反映して変容する公害紛争の形態と事案の特質に応じた柔軟な手続運用を図り、より迅速・適正な紛争解決を目指すとともに、ITの活用を通じて利用者の利便性を一層高めてゆきたいと考えています。さらに、公害に係る紛争解決の中核機関としての使命を果たせるよう、紛争の予防・解決に資する情報の還元や相応しい事件についての当委員会の利用拡大など地方公共団体、関係機関との連携や役割分担の課題について、各方面のご意見もお聞きしながら、具体的な取組を進めてまいりたいと思います。

今後とも、皆様のご理解とご支援をお願い申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。

公害等調整委員会委員長 永野厚郎

## 公害等調整委員会 委員長及び委員一覧

| 役職      | 氏名                                | 経歴・現職                          |
|---------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 委員長     | 永野 厚郎<br><small>ながの あつお</small>   | 元名古屋高等裁判所長官                    |
| 委員      | 上家 和子<br><small>かみや かずこ</small>   | 医師（元日本医師会総合政策研究機構主席研究員）        |
| 委員      | 都築 政則<br><small>つづき まさのり</small>  | 元東京高等裁判所判事 部総括                 |
| 委員      | 若生 俊彦<br><small>わこう としひこ</small>  | 元富士通(株)シニアアドバイザー、<br>元総務省総務審議官 |
| 委員（非常勤） | 野中 智子<br><small>のなか ともこ</small>   | 弁護士（元司法研修所教官）                  |
| 委員（非常勤） | 加藤 一実<br><small>かとう かずみ</small>   | 国立研究開発法人産業技術総合研究所理事            |
| 委員（非常勤） | 大橋 洋一<br><small>おおはし よういち</small> | 学習院大学専門職大学院法務研究科教授             |

（令和4年7月1日現在）

# 公害等調整委員会設立 50周年記念シンポジウム 「50年を迎える公害等調整委員会」 (第1回 基調講演)

公害等調整委員会事務局

設立から50年という大きな節目を迎えた今日、国民の環境意識、社会生活の在り方、環境技術の進展、環境に対する国際的な動向などは、刻々と変化しています。

公害等調整委員会及び公害紛争処理制度が、将来に向け、そうした変化にどのように対応していくかを考えるため、去る5月19日に「公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム」を開催いたしました。

シンポジウムでは、基調講演及びこれまで様々な立場から公害紛争処理制度に携わってきた5名のパネリストによるディスカッションが行われ、公害紛争処理制度の現状及び課題や、公害紛争処理の将来展望について、活発な意見が交わされました。

本特集では、シンポジウムの模様を3回にわたってご紹介します。第1回は、北村喜宣<sup>きたむらよしのぶ</sup> 上智大学大学院法学研究科長・教授による基調講演『公害紛争処理制度の軌跡と展望』です。

## 【栗田奈央子<sup>くりたなおこ</sup> (公害等調整委員会事務局次長)】

それでは、定刻になりましたので、ただいまから公害等調整委員会の設立50周年を記念したシンポジウムを開催いたします。

本日は、私、公害等調整委員会事務局次長の栗田が司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

それでは、まず、上智大学大学院法学研究科長・教授、北村喜宣様に基調講演をお願いいたします。北村様は、公害等調整委員会政策評価懇談会の構成員をお務めいただいています。基調講演のタイトルは「公害紛争処理制度の軌跡と展望」でございます。

それでは、北村様、よろしくお願いいたします。

## 【行事概要】

### 公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム 「50年を迎える公害等調整委員会」

- 日時：令和4年5月19日(木) 15:00~17:00
- 会場：日本学術会議講堂(東京都港区六本木7-22-34)
- 次第：

#### ■基調講演「公害紛争処理制度の軌跡と展望」



北村 喜宣 上智大学大学院法学研究科長・教授  
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員

#### ■パネルディスカッション

- テーマ①：公害紛争処理制度の現状及び課題
- テーマ②：公害に関する紛争処理の将来展望
- ◆パネリスト(50音順)：



荒井 勉 公害等調整委員会委員長(当時)  
元 福岡高等裁判所長官



北村 喜宣 上智大学大学院法学研究科長・教授  
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



倉片 憲治 早稲田大学人間科学学術院教授  
公害等調整委員会専門委員



松田 康太郎 静岡県公害審査会会長  
元 静岡県弁護士会副会長  
公害等調整委員会政策評価懇談会構成員



三ツ橋 悦子 社会福祉法人品川区社会福祉協議会 事務局次長  
元 東京都品川区環境課長  
公害等調整委員会公害苦情相談アドバイザー

#### ■質疑応答

- ◆司会：栗田 奈央子 公害等調整委員会事務局次長



### 【北村喜宣(上智大学大学院法学研究科長・教授)】

皆様、初めまして。上智大学大学院法学研究科長をしております北村喜宣と申します。専門は環境法学でして、本日はその観点からお話を申し上げますということになります。この50周年という記念すべき節目のときにお招きを頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。次のこういうイベントのときは恐らく75周年か100周年かでしょうから、そのときにまだ公調委が公調委であるのかということも含めて、私が今思っていることを皆様方にお伝えすることができればと考えております。

#### 公害紛争処理法の誕生

三度目の正直

- ・公害対策基本法(1967年)21条1項「政府は、公害に係る被害が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない。」
- ・中央公害対策審議会意見具申(1968年10月18日)「公害に係る紛争の処理及び被害の救済の制度についての意見」
  - ・「簡易迅速に行政的解決を図るため、広汎かつ実効性のある統一な行政上の紛争処理制度を設けることが必要」
- ・第61回通常国会における上程と廃案(1969年3月)
- ・第62回臨時国会における上程と廃案(1969年11月)
- ・第63回特別国会における成立と公布(1970年6月)

○公害調整委員会「公害に関する基本的課題について」(1966年)

○公害調整委員「公害に関する基本的課題について」(1966年)

○公害調整委員会「公害に関する基本的課題について」(1966年)

○地方公共団体に公害に関する賠償処理権限を設ける

なぜ地方?

それでは、スライドに沿いましてお話を進めさせていただきます。まず最初のところ、少しこの組織の誕生の前史を振り返ってみましょう。ここに「三度目の正直」と書いておきました。実は、この公害紛争処理法、我々のこの組織の母法というものですけれども、実はすんなりとできたわけではありませんでした。このような仕組みをつくる、そのこと自体は1960年代の後半からしばしば中央政府において議論はされてきました。その

ときは、この紛争処理、苦情処理を担う主体は市町村を前提として考えられていたようなのです。なぜ地方だったのかというのは非常に興味深いところです。1つは、裁定という機能が全く想定されていなかったということでしょう。時折しも公害が深刻・激化していたときでした。1967年に公害対策基本法が制定されます。その21条1項で、政府に対して、公害に係る被害が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならぬと国会が命令したのが始まりでした。早速、中央公害対策審議会で検討がなされ、その結果、1968年に、公害に係る紛争の処理及び被害の救済の制度についての意見が出されました。その中で、簡易迅速に行政的解決を図るため、広範かつ実効性のある統一な行政上の紛争処理制度を設けることが必要だということが提言されたのでした。公害に関するこうした紛争調整制度はあちこちにぼつぼつと散在してはいました。それをひとまとめにして、言わば横串を刺すような形で統一な制度をつくり、国民の利用の便宜に供するということが認識されていた状況が伺われます。そうした国家的な合意があったのですけれども、この法律の案は、実は、第61回国会、第62回国会と上程はされますものの、廃案に至ったという若干気の毒な面があります。これは公害紛争処理法案の内容が悪かったのではなくて、政治日程の関係で可決・成立までたどり着かなかったということでした。しかしながら、諦めるわけではなく、再チャレンジ、再々チャレンジということで、第63回の国会において何とか成立、公布されたのです。この月に御注目ください。1970年の6月です。環境法研究者の中にも、この公害紛争処理法というのは第64回の臨時国会、いわゆる公害国会でできたのだというように何とか

誤解していらっしゃる方が少なくありません。確かにそう誤解してしまいがちですね。重要な法律が改正、制定されたあの公害国会で恐らくはこの公害紛争処理法もできたはずだと思ってしまう面があるのですが、事実は1つ前の国会でできているということでした。

### 第63回国会衆議院産業公害特別委員会議録を読む

国家的に介入するだけの公共性・正当性がある対象に限定する趣旨がうかがえる

- ・「日照権のように相隣的なものは、公害の対象にしておられない」「相隣関係は割合因果関係がはっきりしておる…。また加害、被害の関係も特定でありまして、比較的小範囲…。…公害としてとらえますものは、やはり社会的な問題の広がりなり、深刻化の度合いを中心に考えた結果、おそらく公害基本法の定めた公害になった」
- ・「裁定制度…は…イエスかノーかを決める。…そういう単純な答えがこの公害の場合にはなかなか引き出しにくい…加害と被害の因果関係の究明についても非常に難しい。…やはり調停制度を中心にして、実態に即した解決を」
- ・「やはり当事者の満足を得られるような形で、調停制度を中心として採用いたしません」

さあ、その63回国会でどういう議論がされたのか、少し議事録を見てみることにいたしましょう。ここで注目されるべきは、どういうものを対象に公害等調整委員会あるいは公害審査会、この組織が対応するのかということでした。こうした組織がないと、一般に私人間の紛争というのは、基本的に私人間で解決してくださいということになります。それがかなわなければ、裁判所に提訴してくださいということになるわけです。行政は非介入というのが基本スタンスですね。そうした中であって、言わば法律に基づいて国家的に介入する。国家的にというのはやや大げさですがけれども、中央政府が、あるいは地方政府が介入していくということになりますと、それを正当化するだけの正当性・公共性が必要になってまいります。勢い、その対象は限定せざるを得なくなってくる、これは当然のこのように見えます。そこで、しばしば言われているのでありますけれども、相隣的なものは公害の対象にしていけないという答弁が繰り返されました。それなりの社会的な広がりを持つもの、深刻化の度合いがあるもの、これを中心に公害概念を考えるとということでした。こ

の点については後で図でお示しすることにいたします。



実はこのときに、裁定制度を導入すべきであるという議論もされていきました。ところが、この裁定制度の提案は野党がしたということもありまして、与党の受け入れるところにはならなかったのです。ですから、このときの答弁は、極めて裁定制度に対して冷淡です。そういうものはこの紛争処理制度の趣旨にはそぐわないのだと明言されています。調停制度を中心にやっていくのだということが言われていたのです。当事者同士の話し合いを旨とする、いわゆる互譲の精神という、我々が使っているこの制度の基本となる考え方が既にこのときに明言されていることが確認できます。この点、恐らく注意が必要なのは、互譲の精神と申しましても、一方当事者が明確に悪いと、他方当事者は被害者だけであるというところに、互譲というものは成立するはずがございません。それは極めて不正義です。この点は我々も十分に注意すべきであろうかというように考えているところです。

## 公害紛争処理法の「展開」

「使える制度」にするための矢継ぎ早の実体的改正

- 第63回国会衆議院産業公害特別委員会附帯決議が示した宿題
  - 「裁定制度の採用等と国家行政組織法第三条機関への移行を前向きに検討し、速やかに結論を出すよう努めること。」
- 第68回通常国会における公害等調整委員会設置法の制定（1972年）
  - 附則11項において公害紛争処理法の一部改正
    - 既存三条機関（土地調整委員会）と中央公害審査委員会との実質的統合による公害等調整委員会の誕生
    - 責任裁定・原因裁定の制度の創設
- 第72回通常国会における公害紛争処理法一部改正（1974年）
  - 和解の仲介制度があっせん制度に吸収
  - 調停手続の拡充

さあ、この制度制定後どのように展開したのかを少し見てまいりましょう。公害紛争処理法の「展開」です。歴史を振り返って実に印象的なのは、この制度は公布後、比較的短期間に数度の重大な改正を受けているということなのです。ここにお示しいたしておりますとおり、68回、72回というように、本当に、矢継ぎ早と言ってもいいほどの改正を受けています。大体こういう制度というのは、しばらくは転がしておいて、5年、10年で見直しというのがよくあるパターンなのですけれども、それを許さないような時代状況が少なくとも1970年当時にはあったのだということが推察されます。1970年のときには非常に政府は冷淡であった裁定制度についても、これを取り込む方向で議論が進められます。63回国会での附帯決議で裁定制度にかじを切るようなものが合意されたということを受けまして、68回の国会、これは公害等調整委員会の設置法ができた年でありますけれども、それによる公害紛争処理法の一部改正によって、既存の三条機関であった土地調整委員会と中央公害審査委員会の実質的な統合によりまして、この公害等調整委員会が誕生したのでした。裁定制度もここで整備されました。さらに、この公害紛争処理法が一部改正された結果、従来の和解の仲介制度があっせん制度に吸収され、調停手続も拡充されたというわけでした、現在の私どもが使っているこの制度の原形はこの1974年に整備されたという評価が可能である

うかと存じます。

## 公害紛争処理法の「停滞」

他律的事由を中心とする形式的・手続的改正が多数

- 1975年（昭和50年）以降の公害紛争処理法一部改正の実績
- 昭和57年法律第83号 民事訴訟法、民事調停法改正に伴う改正（45条の2）
- 昭和60年法律第90号 地方公共団体の事務に係る国の関与等の整理、合理化等に関する法律制定に伴う改正（49条、49条の2）
- 平成元年法律第91号 民事保全法制定に伴う改正（42条の22、42条の23削除）
- 平成5年法律第92号 環境基本法制定に伴う改正（2条、24条、50条）
- 平成8年法律第110号 民事訴訟法改正に伴う改正（41条、45条の2）
- 平成11年法律第87号 45条2項条例で手数料を定める旨の規定を削除（45条）
- 平成11年法律第151号 民法改正に伴う改正（16条）
- 平成11年法律第160号 中央省庁等改革関係法施行法制定に伴う改正（48条）
- 平成13年法律第41号 弁護士法改正に伴う改正（23条の2）

そのほか、仲裁法制定（平成15年）（41条）、行政不服審査法改正（平成26年）（46条の2）、民事調停法制定（平成27年）（46条の2）、民事調停法制定（平成27年）（46条の2、42条の25）、外国弁護士特種法一部改正（令和2年）（23条の2）、地方分権一括法（第102号）（令和2年）（18条）による改正も

さあ、制定から数年間の間に矢継ぎ早に改正を受けたこの法律ですが、その後は、客観的に申しましても、目立った改正を受けていません。改正自体は、ここに御覧いただくように、たくさんたくさんされております。しかしながら、私のような外部の者から見れば、この内容と申しますのは、いささか他律的事由を中心とする形式的あるいは手続的な改正が多く、実質的な内容の修正・変更を伴うものではなかったということです。黄色の吹き出しのところには、関係する法律に伴う改正も入れておきました。令和2年の地方分権一括法による改正まで含めると、改正自体はたくさんされているのですが、実質的なところには踏み込んでいないのです。これはもちろん、公害等調整委員会の事務方が改正を必要とするのかしないのかの御判断に大きく依存するところでございます。したくなかったからしなかったのか、したくてもできなかったのか、こればかりは我々外部から推しはかることはできませんけれども、国民に対しては、既存の法律で何とかやっつけていけるというようにお考えであったからだろうというように言えようかと思います。

50年の一つの節目として環境法研究者の観点からは指摘できると考えますが、公害対策基本法から環境基本法へというように、そもそのこの公害紛争処理制度がよって立つ基盤となる法律が改正されたことです。基幹法の改正はやはり



## 公害対策基本法から環境基本法へ

超然とした水平移動

### 公害対策基本法（1967年）

- ・国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する
- ・21条1項「政府は、公害に係る紛争が生じた場合におけるあつせん、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない。」

### 環境基本法（1993年）

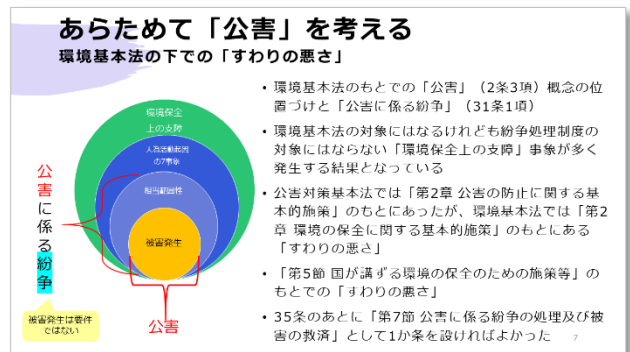
- ・現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する
- ・確保を旨とすべき第2章の環境保全施策
  - ・健康保護、生活環境保全、自然環境保全、生物多様性確保
- ・31条1項「国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。」

第2章にあって、やや「浮いた」感じのする31条1項

「公害」以外の事象に置けるADRがないことが原因と見える

一つの大きな転機でありえただろうと私は考えております。後に紹介いたしますとおり、学会からも、あるいは弁護士会からも、この改正を重く見まして、それにアジャストするような対応をこの組織が取るべきではないかという提言もされています。副題に「超然とした水平移動」と書いておきました。公害対策基本法が1967年に制定されたとき、その目的には、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというような、まさに当時における喫緊の課題への対応が宣明されておりました。そして、先ほども見ましたけれども、21条1項において、この公害紛争処理制度の根拠と申しますか、こういう方向で制度化すべきだという国会の命令を確認できます。「公害」から「環境」に換わった、1993年が環境基本法の制定です。目的規定を御覧ください。現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の環境確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献するというように、射程距離が横にも時間的にも相当に広がったことが確認できますね。それを踏まえて、第2章の環境保全施策においては、健康保護、生活環境保全、自然環境保全、生物多様性確保というように、時の課題に対する対応の基本的な方針が明記されました。そうした中において、この公害紛争処理制度の根拠となる条文、これは21条1項から31条1項に変わったのですけれども、内容はどうでしょうか。主語が「政府は」から「国は」と換わっている点をまず確認できます。法令用語で「政府は」と言うと、まさに中央政府はという

ことですが、「国は」と申しますと、三権全てを包含するというのが法令用語の使い方ですので、国会が自分自身に対して適切な措置を講じることも命じているという点をここでは確認しておきたいと考えます。にもかかわらず、やはり「公害」と書いてございまして、環境基本法2章の中においては、この31条1項と申しますのはやや浮いている感じがいたすところです。「環境の時代にまだ公害かい」というような言い方は、現に公害に苦しんでいらっしゃる患者さん、被害者の方にとっては非常に冷たい言い方に聞こえる面もございまして、そういう方々の救済はもちろん射程に入れつつも、現代的課題に対応すべく、この制度が進化するというのもこの環境基本法の制定のメッセージであったというように一般的には受け止められています。



さて、その「公害」とは何かということを改めて考えてみましょう。環境基本法の多くの基本的な条文は、公害対策基本法の条文に影響を受けています。先ほど31条1項が浮いていると申しましたが、環境基本法の下で「公害」という文言を眺めていますと、やや据わりの悪さを感じるころでもあります。環境基本法における公害は、基本的に公害対策基本法の下での公害概念を引き継いでいます。これがその概念を図にしたものです。一番広くは環境保全上の支障なのですけれども、全てではなく、人為起源、人為活動起因の7事象というようになっています。しかし、それだけではございません。それだけだと先ほどの相

隣関係が入ってきますので、これは国会答弁において明確に除いたということを確認しました。絞りの3つ目は相当範囲性です。相当範囲のということです。これが公害でして、公害に係る紛争というのはこの射程のものを言うわけです。紛争という局面では被害発生が要件ではないというのは、ここにいらっしゃる方は十分御存じのとおりです。おそれであってもこの制度としては受け止めるということになっている点は御案内のとおりです。ところが、概念として公害となってまいりますと、被害の発生というようにもう一絞り来るのでした。環境基本法の下では、基本的発想はやはり未然防止です。その中で、国は発生を防止するためにあれこれ対応するということです。で、やや、その中にこの条文が入っているのは、据わりの悪さを感じるどころです。場所的にはちょっと動かせばよかったかなと考えるのですが、このあたりは少し、いろいろな事情があったのかもしれない。

### 私人間紛争への行政法的介入（1）

#### ADRとしての出発の原点とその後の展開

- ・公害紛争処理制度は、古典的モデル（「（弱き）私人vs.（強き）私人」かつ「十分な行政規制なし」）を踏まえ、民事訴訟との関係でのADRとして誕生
- ・全面的に当事者主義に委ねることの不正義と行政法的介入を正当化するだけの事案についての「社会的公共性」の存在
- ・「相当範囲にわたる」（公害対策基本法2条1項）という限定によって排除された相隣関係の紛争と事案ごとの判断としつつ結果的に緩和されてきた「相当範囲性」（前例の積み重ねによる概念の変容）
  - ・「近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向」「このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっている」『令和2年度年次報告』

さあ、この公害紛争処理制度、ADRとして日本国が世界に紹介するに値する制度であるということは何回も指摘されています。私人間紛争への行政法的な介入をする制度です。制定以降どのように展開したのかを別の観点から振り返ってまいりましょう。冒頭、古典的な紛争モデルと申しました。私人間、とりわけ弱き私人と強き私人の間の紛争、かつ、これが重要ですが、当時は十分な行政法的な規制がなかったというこ

とです。もちろんその行為は、民事法的には不法行為というように、違法性をもって民事法的な責任が問われるものではありませんけれども、少なくとも、行政法的にやってはいけなかったのかというと、そうではないことも少なくなかったのです。ここにいらっしゃる方は、水俣病の当時のチツソの行為が水質二法の下では特に問題なかったということは御承知であろうかと思います。しかし、このような、全面的に当事者主義に委ねることの不正義と行政法的な介入を正当化するための「社会的公共性」の存在、こういうものが次第に認識されるようになってまいります。

「相当範囲にわたる」ということで、近隣紛争のようなものは射程に入れないと宣明されました。それにもかかわらず、運用の中でこれが徐々に緩和されてきているように見えます。いつからそうだったのかというのは難しゅうございますね。恐らく、見るところ、前例の積み重ねで概念それ自体が変容してきたと言えようかと考えます。令和2年度の年次報告においても、近隣店舗の室外機からの騒音や等々々ということ、比較的小規模な事件が目立つ傾向ということ、それに対しても公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっているというような御認識をなさっております。そういうものはこの制度の射程外であるというような受け止め方にはなっていないという点も確認できます。

### 私人間紛争への行政法的介入（2）

#### ADRとしての出発の原点とその後の展開

- ・裁定の対象としての「公害に係る被害」
- ・相当範囲性要件は、事件を受理する当然の前提のはず
- ・『令和2年度年次報告』より
  - ・熊本市における農業施設からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件
  - ・渋谷区における工事現場からの騒音・振動等による財産被害・健康被害等責任裁定申請事件
- ・「相当範囲にわたる」
  - ・「汚染状況などが広範囲にわたっている場合、被害者は一人であってもこの法律においてはこれを公害と考える趣旨」「行政として対応すべき事態に至っているかどうか等に関し問題の状況に応じて検討し、解釈すべき」環境省総合環境政策局総務課（編著）『環境基本法の解説（改訂版）』（ぎょうせい、2002年）135頁

次のスライドで、違った点からも見てみましょう。裁定ということになってまいりますと、公害に係る被害ということになっておりますので、これが発生しているというのは、かなりの相当範囲要件性を満たしているなど思うところです。その裁定においても、令和2年度の年次報告に例を見れば、農業施設からの騒音だ、あるいは工事現場からの騒音だ、これの一定の範囲があるのか、あるいは近隣騒音にとどまるのかという線引きは難しいですが、そのあたりまで裁定の対象として取り上げられていることが確認できます。相当範囲というものに関しましては、例えば環境基本法の解説書において、汚染状況などが広範囲にわたっていれば、被害者は1人であってもこの法律においてはこれを公害と考えるのだと記されています。これは相当広範囲にわたっているということなのです。もう一つですが、行政として対応すべき事態に至っているかどうか等に関し問題の状況に応じて検討し、解決すべきだということで、ケース・バイ・ケースで考えていこうという柔軟な姿勢が環境基本法の所管官庁においても示されている点も確認できます。

**「柔軟な対応」の功罪**  
求められる法治主義の観点からの認識

【公害紛争処理制度に関する懇談会報告書】(2015年)の議論  
・相当範囲性 ・典型7公害以外 ・環境紛争

- 「一方に片寄ることはいかぬとは思いますが、十分被害者の、そして弱いお立場を考えながら、事案の解決に運用上配慮してまいります」
- 公害は被害発生を要件とする（環境基本法2条3項）が、公害紛争処理法は「紛争の発生」があればよい（被害発生のおそれの具体的立証があればよい）のは当然
- 「**単なる相隣関係の問題であるにとどまらず**、ある程度の広がりを持つ必要がある」  
「この要件を余り厳しく解するのは、制度の趣旨を減殺するおそれがある。要するに**純粋な相隣関係を除外**する趣旨と解するのが相当」公害等調整委員会事務局（編著）『解説 公害紛争処理法』（ぎょうせい、2002年）20～21頁（＝小熊鐵雄『公害紛争処理法解説』（一社社、1975年）11～12頁の解説を維持）
- 法律改正により明確にすべきものを運用で対応するのは不適切 【単なる相隣関係的な侵害ではなく】  
『公害紛争処理法の施行について』
- 被申立人には、「自分は正当性のある制度のもとで申し立てられている」という意識を持つてもらうことが不可欠

10

ところで、こうした「柔軟な対応」はどのようなインパクトを及ぼすのかということをお次のスライドで確認いたしとうございます。公害紛争処理制度に関する懇談会報告書が2015年にまとまっております。そこでも、相当範囲性、典型7公害以外の扱い、そして環境紛争という概念への対応ということについて試論が展開されておりますので、後に御参照くだされば幸いです。

1970年の立法時には、「一方に片寄ることはいかぬとは思いますが、十分被害者の、そして弱いお立場を考えながら、事案の解決に運用上配慮してまいります」ということが担当大臣から宣明されている、まさに私どもの制度の基本認識と言えるものです。紛争の発生があればもちろん受けることができるわけですし、被害発生のおそれの具体的な立証があればよいのは当然でしょう。一方、やはり相隣関係の問題の除外する方針は、実は2002年の公害紛争処理法の解説においても維持されているのです。徐々に拡大して概念が変容したと先ほど申し上げましたけれども、根本としてはそうはなっていないのです。となりますと、こうしたものに関する申立てがあり、それに対して被申立人として対応を求められる人たちというのは、本来、制度の対象外の紛争なのに、その付き合いを求められているという面がなきにしもあらずです。この点をどう考えるかは、法的には少なくともシリアスな問題かなと考えています。すなわち、自分は正当性のある制度の下で正当な申立てとして受け止められたものに相手をしているのかと。そうではなく、組織としてちょっと拡大した感じのところを相手をしているのかということです。もちろん事務方はそんなことを言うわけありませんので、そういう境界線を引かないでしょう。しかし、利用者の観点から、これは結構重要かなと考えてところです。

**調停の活性化**  
新たな紛争処理手段の探究や制度改正の必要性

【公害紛争処理制度に関する懇談会報告書】(2015年)が、広く将来の可能性を検討

- かつての花形に対する需要は減少？
  - 公害苦情相談の需要は堅調
  - 公害審査会の調停新受件数は、50年間で年平均32.7件で安定
    - 昭和時代 17～29の間、平成時代 29～57の間 ◯「増加傾向」
  - 都道府県の調停機能の拡充が必要（任意調査権限と協力義務）
  - 保健所設置市への調停権限の付与、都道府県の事務処理特例条例制度を通じた移譲、一般市町村における共同設置・広域処理・事務委託
- 需要ある裁定と中央集中の改善
  - 信頼性と権威のある決定は、適切な手続からしか生まれにくい
  - 手筈げ方式による都道府県への移譲、調停にあつての都道府県からの原因裁定囑託
  - 裁定手続と調停手続の柔軟な利用

11

さあ、この仕組みの中の花形は調停であったというは皆様方よく御存じのとおりですね。それは件数としてはかなり維持されています。都道府県の公害審査会の調停の新受件数、50年間で年平均32.7件で大体安定している傾向にあります。むしろ、昭和時代、平成時代を比べると、増加傾向にすらあるということがデータとして確認ができます。これをどう都道府県の委員会で受け止めていくのかというのは、恐らくは皆様方の大きな関心事であろうかと考えます。裁定に関しては需要が拡大しているというのも確認できる場所ですね。現在では中央委員会にしか権限がありませんので、これをどうするのかというのは、今後この制度の大きな議論のポイントと考えます。信頼性、権威のある決定と申しますのは、適切な手続からしか生まれないものです。そうした信頼できるもの、この制度、この手続だからしようがないよねというように納得していただける制度が作れるのかというのは結構シリアスな問題です。それがゆえに、先ほど御紹介申し上げました2015年の報告書の中では、例えば手挙げ方式によって、その権限を都道府県の委員会が持つということの可能性も議論しております。また、都道府県の調停に当たって、原因裁定の嘱託を中央委員会が受けるとか、いろいろなことで裁定手続と調停手続の柔軟な利用というものを考えてみようではないかということも議論されています。



## 分権時代の公害紛争処理制度

### 自治体事務としての再認識

- もとより都道府県審査会は任意設置（13条）、自治体の公害苦情相談員も任意設置（49条）
  - 「本法においては、国の紛争処理機関と都道府県のそれとの関係は、いわゆる上・下の関係にあるものではなく、それぞれが第二十四条に定められた管轄に従い、紛争の処理を行なう」（公害紛争処理法の施行について）（1970年）
- 任意のわりに枠付けが強いのは、現在においては違和感がある
- 公害審査会の利用状況に対する都道府県の違い
- 「体を服に合わせる時代」から、「服を体に合わせる時代」になっている
- 公調委への事件移送があるからまったく独自にはできないが、法令則の決定内容を条例修正する可能性はありうる

12

さて、先ほど手挙げ方式と申しました。実は、この言い方は、地方分権時代の現在、あるところに置かれている権限を違うところに移譲する、しかもそれは、押しつけではなく、自発的な意思決定によってすると、こういうのが一般化しつつあるのは御案内のとおりです。分権時代の公害紛争処理制度です。この事務、決して法律によって、やれというように命じられている事務ではないというのは、都道府県の関係者の方々はよく御存じのとおりです。もとより都道府県の審査会は任意設置です。自治体の公害苦情相談員も任意設置です。断る自由はあったのかという話になってきますと、なかなか難しゅうございますけれども、任意で設置されているという点は大きいと考えています。当時においても、1970年ですけれども、この法律の下での国の紛争処理機関と都道府県のそれとの関係は、いわゆる上・下の関係でやるものではなく、というような認識がされておる点も新鮮に映るところでございます。ただ、任意と言いつつ、この法律は、結構枠づけが強うございます。その辺は機関委任事務華やかなりし頃の法律として、その影響があるのかなという気がしないうちではありません。分権時代にはその手続についても、利用者の信頼性を損なうことなく、拡充する自由というのを都道府県の審査会に認めてもよろしいでしょう。恐らく公害審査会の利用状況については、ここに御参集の方々の都道府県において大きな違いがあるだろうと推測いたしま

す。やはり自分たちの地域の利用者のニーズに合った制度にするというのが通常の発想だと思います。任意の制度なのですから、自分たちで変えていけるところは変えていく。デフォルトとして公害紛争処理法があるとしても、それは条例で自分たちに合わせていけばよいのです。ベストのモデルがあるわけでもありませんので、議論する時代になっています。「体を服に合わせる時代」から「服を体に合わせる時代」に変わっています。使い勝手をよくして、県民の福祉を向上させるという究極の目的のために何ができるのかということ、とりわけ職員の方にはお考えいただきたいということです。もちろん公調委への移送手続、事件移送がありますので、勝手なことをやって、あとはひとつよろしくというわけにはいきませんから、その辺の接合はきちんとしていけませんけれども、カスタマイズできるところはカスタマイズすることがあるのかなということです。

**守備範囲拡大に対する期待を考える** 公害概念の緩和とは次元の異なる権利請求

弁護士会から、学会から

- 日本弁護士連合会「公害紛争処理制度の改革を求める意見書」（2021年）
  - 環境紛争調整法への改称、対象を公害でなく環境への負荷に係る被害をめぐる紛争に
- 南博方「【座談会】公害紛争処理制度の充実と発展」ジュリスト1008号（1992年）26頁
  - 「環境利益の調整の場として、環境紛争処理制度を再構築すべき時期がきている」
- 越智敏裕『環境訴訟法【第2版】』（日本評論社、2020年）117頁
  - 「迅速性、低廉性、専門性、柔軟性の諸点で優れた特色を持つ本制度が必ずしも十分に活用されていない理由は、処理しうる案件が典型7公害に限定されているため…。もし…都市問題や自然保護等より幅広い案件を対象とでき、環境紛争処理制度として再構成されるなら、飛躍的に重要な役割を果たしうる。」
- 大塚直『環境法Basic【第3版】』（有斐閣、2021年）547頁
  - 「根本的には、リスク訴訟や自然を含めた環境訴訟を対象とすることが必要…。公害紛争処理手続は、…公害対策基本法の旧期の制度が温存され、基本法が環境基本法に変わったことが何ら反映されていない。」

さて、この制度に対しては各界からの御要望も出ています。弁護士会から、学会からということで、幾つかの例を示しておきました。日本弁護士連合会は最近、公害紛争処理制度の改革を求める意見書をお出しになりました。環境紛争調整法に改称すべきだということをおっしゃっています。対象を公害だけでなく、環境への負荷に係る被害をめぐる紛争に拡大せよという主張もあります。かつて、この委員会の現職委員であった南博方教授は、現職の委員時代に、環境利益の調整の場と

して環境紛争処理制度を再構築すべき時期が来ているということを各所で再三にわたって御主張になっておられました。現在の環境法を代表する2つのテキストにおいて、越智教授、大塚教授それぞれが、自然環境、都市問題といったものに射程を広げるべきであるという主張をしておいでになります。どう考えるのかというのは、この組織にとっても非常に重たい課題であろうと認識しておりますし、後に述べますように、環境法学にとっても相当に重たい問題です。

**国立マンション事件最高裁判決の示唆** 判決における環境権・景観利益の扱い

限定のない「環境」は手に負えるのか？

- 伊達火力発電所札幌地裁判決（昭和55年10月14日）
  - 「環境は、…その認識及び評価において住民個々に差異があるのが普通であり、これを普遍的に一定の質をもったものとして、地域住民が共通の内容の排他的支配権を共有すると考えることは、困難」 「人の社会活動と環境保全の均衡点をどこに求めるか、環境汚染のない破壊をいかにして阻止するかという環境管理の問題は、すぐれて、民主主義の機構を通して決定されるべき」
- 国立マンション事件最高裁第一小法廷判決（平成18年3月30日）
  - 「景観利益は、これが侵害された場合に被害者の生活妨害や健康被害を生じさせるという性質のものではないこと、景観の保護は、一方において当該地域における土地・建物の財産権に制限を加えることとなり、その範囲・内容をめぐって周辺の住民相互間や財産権者との間で見解の対立が生ずることも予想されるのであるから、景観利益の保護とこれに伴う財産権等の規制は、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってされることが予定されている」

例えば皆様方、国立市大学通りマンション事件を御存じでしょうか。最高裁判決が平成18年の3月にあったものです。その以前の昭和時代でありますけれども、伊達火力発電所事件がございまして、ここでは環境権というものが主張され、それに基づく対応が求められました。昭和55年の札幌地裁判決ですが、原告が主張するそのようなものは、訴訟において実現する、保護するにはふさわしくないのだということが明言されております。すぐれて、民主主義の機構を通して決定されるべきなのだ。要するに、司法判断にはなじまないというわけです。このような認識は、時代を下って、平成18年の国立事件最高裁判決にも継承されています。何が良好な景観なのかは、周辺の住民相互間や財産権者との間で見解の対立が生ずることも予想されるのであるから、第一次的には、民主的手続により定められた行政法規や当該地域の条例等によってされることが予定され

ている。対等当事者間の民事紛争で白黒の決着をつけるにはふさわしくない事案であるという認識なのです。

### 紛争処理機関としての民主的正統性

どの程度の「権威」があればよいのか？

- ・裁判所が「引く」理由
- ・民事訴訟における「依るべき法規範」の不存在
- ・行政訴訟の場合には、行政の行為規範が存在する
  - ・ 鞆の浦世界遺産訴訟における瀬戸内海環境保全特別措置法のもとでの広島県計画
- ・環境公益を体現したルールが存在は不可欠ではないか？
- ・法律または条例にもとづく組織法上の根拠も必要
- ・「公害に係る紛争」とは、相当に異なるものであり、「少し拡大」とはいかない
- ・「被害」「被害者」をどう考えるか？

15

このような内容を持つ紛争を果たして受け止めることができるのかというのが問題になってまいります。紛争処理機関としての民主的な正統性という点に関わる問題です。なぜ裁判所は腰を引くのでしょうか。何が良い環境であるのか、何が良い景観であるのかに関して、裁判所は責任が持てないというわけです。民事訴訟においては、当然、どうしてはいけないのかというのがある程度示せるわけですが、そのよるべき規範が存在しないので、民主的機関で決めてくれとなっているわけです。もしもそれがあれば、行政は判断することも、あるいは可能でございましょう。広島地方裁判所が下した有名な差止め判決である鞆の浦世界遺産訴訟事件においては、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく広島県計画がありまして、そこでは、あの地域は保全するのだということが明言されていました。そうなりますと、環境公益と私が称するものを体現するルールの存在があった。これはやはり必要かなと感じるところです。こうした紛争は公害に関する紛争とは少々異なるものでして、少し範囲を拡大するというようにはなかなかいかないのではないのかというのが私の認識です。被害者は誰なのかという点も大きくポイントになってくるところです。

### 新たな紛争調整システムの課題（1）

ADRとしての可能性

- ・生命健康侵害事案（裁判にのる事案）であったがゆえに制度対象にできなかった
- ・「環境の時代」ゆえに、自然環境・都市環境に関する紛争への行政的介入は正当化できそう
- ・事件ごとの場当たりの処理は合理的な解決をもたらすのか？
- ・保護内容が明確な生命健康侵害事案ゆえに機能する専門的調査
- ・「好みの問題」である自然環境・都市環境については、どのような専門家がどれくらい必要なのか？ 簡易迅速性が確保されるか？
- ・国立3要件（客観的価値、近接居住、日常享受）のような基準を充たす対象に限定した制度ならば可能か？

「良好な環境を保全しよう」という意識をもって紛争の処理に当たっていることは、鞆の浦世界遺産・ジュリスT-1008号24頁

16

ではどういうふうにすればよいのか。少し考えを進めてまいりましょう。この制度ができたのは、1つは、生命健康侵害事案を前提にしている、裁判にのる事案であったからというのが前提にあるように見えます。もちろん、良好な環境を保全しようという意識を持って紛争の処理に当たっているとは当時の関係者の方もおっしゃっているところですが、やはり基本はそういう古典的なケースであったでしょう。何が良い自然環境か、何が良い都市環境かに関して、行政的な介入ができそうなこの環境の時代ではありますけれども、場当たりの処理になってしまわないかという点も懸念されるところです。また、保護対象が明確な生命健康侵害事案であれば、今日おいでになっている騒音の専門家の先生が御活躍されるということもございましょうが、好みの問題、環境、景観というのは、なかなか難しゅうございましょう。国立判決の景観利益というのを認める要件として、客観的価値があること、近接に居住していること、日常的に享受していること、このような基準を満たす案件についてならば、あるいはそういうことも可能ではなかろうかとも考えるところです。

次のスライドに参りましょう。こういう認識を持てば、どのような制度設計が可能になるのかということです。先ほど申しましたとおり、環境公益というように、何らかの決定がされているものが望ましいとは考えるところです。その候補とし

### 新たな紛争調整システムの課題（2）

#### ADRとしての可能性

- 対象となる自然環境なり都市環境なりに関する法律・条例にもとづく地域的合意（＝計画（例：景観法8条の景観計画）、指針（例：生物多様性基本法13条の生物多様性地域戦略））が存在している場合における紛争を対象にする
- 裁定機能は不要であるから三条機関である必要はない せいせい「調停」か？
- 都道府県においては公害審査会の改組（＝環境紛争処理委員会）による所掌事務の拡大により、実験的に対応は可能
  - ・ 私人間紛争も対行政紛争（環境オンブズマン参照）も対象 生命健康が問題にならないから「白濁の精神」が発せられやすいが、申立人の立場は？
  - ・ 生活環境に関する行政庁に対する「処分等の求め」にも対応
- 公害紛争処理法13条条例と対象を拡大した独立条例を傘下に抱える総合的環境紛争処理条例の制定 17

ては、例えば景観法に基づく景観計画でありますとか、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略ですとか、そういうものです。そういう法定計画あるいは条例に基づく計画で何事かの決定がされている、合意がされているというものであれば、何とかなるかなという気がいたします。裁定を前提にしませんので、三条機関である必要はございません。こうなれば、都道府県においても、公害審査会の改組によって、これを実現することは可能だというような気がいたします。現に自治体においては、環境オンブズマンというようなことを制度化しているところもありますし、あるいは現在でも、これを何とかしなさいということで、行政権限の発動に関しては、行政手続法に基づく「処分等の求め」ということも可能になっているところです。公害紛争処理法13条に基づく条例と対象を拡大した独立条例とを傘下に含む新たな総合的な環境紛争処理条例を構想することも、あるいは可能であろうかと思われま

### 新たな紛争調整システムの課題（3）

#### ADRとしての可能性

- ・ 関係法律や関係条例のもとで「違法」とされる行為であれば、そもそも紛争にはならない（梶の浦事件のような例外はあるが）
- ・ 具体的な公法的規制・規律がない行為による環境負荷をめぐる紛争
- ・ 負荷が加わるのは、環境にであり、必ずしも人間にではない
- ・ 法制度によって保護されるべき環境とそうでない環境との境界線
- ・ 「何でもあり」とした場合の課題にも目を向ける必要がある
  - ・ 「被害」が公害とは異なるために「紛争」が継続的に発生して集中効がない
  - ・ 不満を持つ者の嗜好は同一ではない
  - ・ 依るべきルールがないために場当たり的になる

先を急ぎましょう。具体的な公法的な規制・規律がない行為、これに基づく環境紛争をどうする

か、これが一番争点になるかと考えます。環境に関する直接的な負荷が加わるのでございまして、必ずしも直接のインパクトが人間にはないというパターンです。法的に保護されるべき環境とそうでない環境の境界線をどうするのかということも難しゅうございます。なかなか「何でもあり」とはいかないだろうというようにも認識しておるところです。

### 公調委は動けるか？

#### この国の環境紛争処理制度の今後

- ・ 公調委は現行制度の利用拡大を弁護士会に求めるが、弁護士会は「それなら公害紛争以外にも対象拡大」を求めており、一方的お願いでは難しい
- ・ 責任ある対応ができる組織を整備できそうな政治的・行政的状況にない以上、「公害」からの戦線非拡大以外の選択肢がない現状
- ・ 環境基本法31条1項を改正しないかぎりは現行制度の改正は無理
  - ・ 自治体に制度改革を先行してやってもらい、それを踏まえて環境基本法に「31条の2」を規定し、そのもとで新規立法をする（「風」は吹くのか？）
  - ・ そのとき公害等調整委員会は、担当をするのか？
- ・ 環境法学は、「公害紛争と環境紛争の違い」を深く考える必要がある 19

さあ、最後のスライドで、そうした動きを受けたときに公調委は動けるのかということです。冒頭、50年後にこの組織はあるのかという不吉なことを申しましたけれども、その発展の方向性にも関わる話として収めたいと考えます。

公調委も難しゅうございます。制度を利用してくださいというように弁護士会には度々おっしゃるわけですが、弁護士会からは、ならば拡大しろと、射程を広げろと言われるわけですし、それはちょっと難しいということで、お互い動きが取れない状態になっておるわけです。現実的に政治的にこの仕組みを改正する風が吹くのか、吹いているのかというと、全く吹いていません。そうしたときに何事かを語るというのが非常に難しいのは行政的には十分に理解ができることです。ですから、公害というものからの戦線非拡大以外の選択肢は当分はないのかなということですが、自治体における可能性は十分にあると私は認識しています。そこから言わばボトムアップで変えていくという戦略をつくるかどうかというのは1つあろうかということです。環境基本法

の下では、将来世代、そして地球益というものも言われているところですね。これは実は環境法学にとっても、公害紛争と環境紛争の違いを深く考えるきっかけを与えているわけです。最近、オランダで、ドイツで、行政府や立法府に対して、CO2を減らせという判決が出ているのです。と申しますのも、現在世代、将来世代の健康に確実に影響を与えることだからという認識が前提にあります。日本のコートは保守的ですから、恐らくそういう判決は期待しようもない。何と云っても公害というのは毒性物質に関わるものだというわけですので、ちょっと距離があり過ぎて茫然とするのですけれども、司法府は特にほかの国と競争していませんので、これはいいと言えればいいのですが、企業はどうでしょうか。国際的競争の下で資金調達をしている現在、ESG投資、SDGs金融というようなことが言われる。そうしたときに、一

方当事者として、CO2を減らしてくださいと申立てがあったときに、冷たい態度を取っていれば、国際マーケットにおいてどのように見られるのかということも考える時代になってきそうです。そうしたときに調停の場における反論はどのように変わっていくのかというのは環境法学者としても非常に注目するところです。そうした時代の公害紛争、環境紛争の在り方というのは、環境法学の世界においても十分に検討すべき内容かなというようにも考えておるところです。

いささか駆け足になってしまいました。拙い報告で恐縮でございました。以上をもちまして、基調講演とさせていただきます。御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

**【栗田】** 北村様、基調講演をありがとうございました。

#### 【参考】

このコーナーに掲載した資料は、以下のリンク先からご覧になれます。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000831211.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000831211.pdf)



#### ■次回予定

次回の公害等調整委員会設立50周年記念シンポジウム「50年を迎える公害等調整委員会」(第2回)では、パネルディスカッションのテーマ①: 公害紛争処理制度の現状及び課題の紹介を予定しています。引き続きご覧ください。



令和4年度子ども霞が関見学デー

## 公調委オンラインイベント

# 子ども公調委 騒音やにおいて困ったときは！

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、8月3日(水)から、「子ども霞が関見学デー」のオンラインイベントとして、「子ども公調委 騒音やにおいて困ったときは！」を実施しています。

公害等調整委員会(こうがいとうちょうせいいいんかい)キッズページようこそ！



公害等調整委員会(こうがいとうちょうせいいいんかい)キッズページようこそ！

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html> (8月31日(水)まで公開)




本イベントでは、「公害」とは何かを知り、「公害」を起こしたり受けたりした時の解決策について、子供たち出演の動画にて、主に小学生に向けてわかりやすく御紹介しています。

### クイズ 第1問

かいつさくは、どれかな？

- ①工場のきかいを、そう音の出にくいものに、交かんする
- ②そう音が、小さくなるように、工場の外に、かべをつくる
- ③とくに大きな音が出る時間を、近じょにお知らせし、家



子ども霞が関見学デー 公害等調整委員会 **オンライン** イベント

参加費無料 事前登録不要

どうすればいいの？

騒音で困る 騒音で困る

料理屋の店長さん 工場の社長さん

見てね～！ いっしょに考えよう！

「子ども霞が関見学デー」は、霞が関等に所在する各府省庁等が連携し、子供たちを対象に事業説明や職場見学等を行うことにより、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、親子のふれあいを深めることを目的とする取組です。「子ども霞が関見学デー」のオンラインイベントとして、「子ども公調委 ～騒音やにおいて困ったときは！～」を実施します。

ちようせいくん 公調委の石口さん

**8/3(水)～31(水)**

公害等調整委員会キッズページを見てね！

<https://www.soumu.go.jp/kouchoi/kids.html>



オンラインイベント(動画配信)となりますので、普段は霞が関には来ることができないお子様でも、お気軽に御参加できます。参加費無料、事前登録なしで、8月31日(水)までの間、いつでも動画を見ることができます。プレゼントもあります。

夏休みの思い出に、お子様と一緒に御覧ください。

### 子ども霞が関見学デーとは

「子ども霞が関見学デー」は、霞が関等に所在する各府省庁等が連携し、子供たちを対象に事業説明や職場見学等を行うことにより、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とし、親子のふれあいを深めることを目的とする取組です。

## 振動について

## 第2回 振動の測定方法

株式会社ベネック振動音響研究所 はやし 林 けんたろう 健太郎

## ■はじめに

本セミナーでは、典型7公害のうち振動について、振動に関する知見のある方々から、実務を通じて得られた知見や、振動に関連した規制、測定方法、対策等について、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説していただきます。

第2回目は、振動の測定方法です。

## 第1章 法令に準じた振動の測定方法

振動規制法の規制対象の振動は、特定工場等（特定施設を設置する工場又は事業場）、特定建設作業、道路交通の3種類とされています。また、新幹線振動は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日環大特32号)（以下「新幹線(勧告)」という。）で指針が規定されています。在来鉄道振動に関する規制や勧告は規定されていません。法令等に関する詳細は本セミナー第1回[1]をご参照ください。

振動測定の目的のひとつは、法令で敷地境界上等に規定されている規制基準、要請限度、指針値に対して振動の評価量が超過しているか否かを確認するために実施されます。今回は、振動の評価に用いる値とは何か、振動の大きさとはどのように決定するのか、また、測定計画を立案する際の留意点などを、簡単ですが述べていきたいと思います。

## 第2章 振動レベル

振動規制法に準じた測定には、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計(図1)を用い、鉛直方向(Z)の振動レベルを評価するものとされています。計量法の条件を合格した振動レベル計とは、JIS C 1510[2]の規定を満足する特定計量器です。振動レベルを測定する方法はJIS Z 8735[3]に規定されています。

振動規制法では、振動レベルという評価値を用います。振動レベルは、JIS C 1510に規定された図2に示す鉛直及び水平特性で重み付けられた振動加速度の実効値を基準の振動加速度である $10^{-5}\text{m/s}^2$ で除した値の常用対数<sup>1</sup>の20倍で、単位はデシベル(単位記号はdB)です(式1)。常用対数を用いるのは、Weber-Fechnerの法則により聴覚や明るさなどと同様に振動の感覚の大小は刺激の強さの対数に比例することにあります。図2の曲線は、人の振動に対する感覚特性を、横軸を周波数、縦軸を人が感じ

1 任意の正の数Xに対し、 $X=10^a$ により定められる実数aを、10を底(base)とするXの常用対数といい、記号 $\log_{10}X$ で表す。つまり、 $X=10^a \Leftrightarrow a=\log_{10}X$ 、となる。

マグニチュード、デシベルのように、科学的な調査における測定値の対数的な性質を調べる場合に用いられていることが多い。

る振動の大きさを相対的に表したものです。具体的には、人の振動に対する感覚特性は鉛直と水平で異なり、鉛直特性では4～8 Hz、水平特性では1～2 Hzの周波数帯域の振動が他の帯域と比べて感じやすいという特性を示しています。このような特性を考慮した振動レベルは、人の振動の大きさに関する感覚に対応した評価値になっています。なお、人の振動の感覚閾値<sup>いきち</sup>は55dBとされています。

「新幹線(勧告)」では、補正加速度レベルとして振動加速度の基準値を鉛直振動の振動数で補正する方法が規定されています。振動規制法とは異なる内容の規定ですが、その特性は図2に示しているようにJIS C 1510の鉛直特性と実質的に等価です。従いまして、新幹線振動も振動規制法と同様に鉛直方向(Z)の振動レベルを用いて評価します。



図1 振動レベル計 (リオン(株)WEB カタログより)

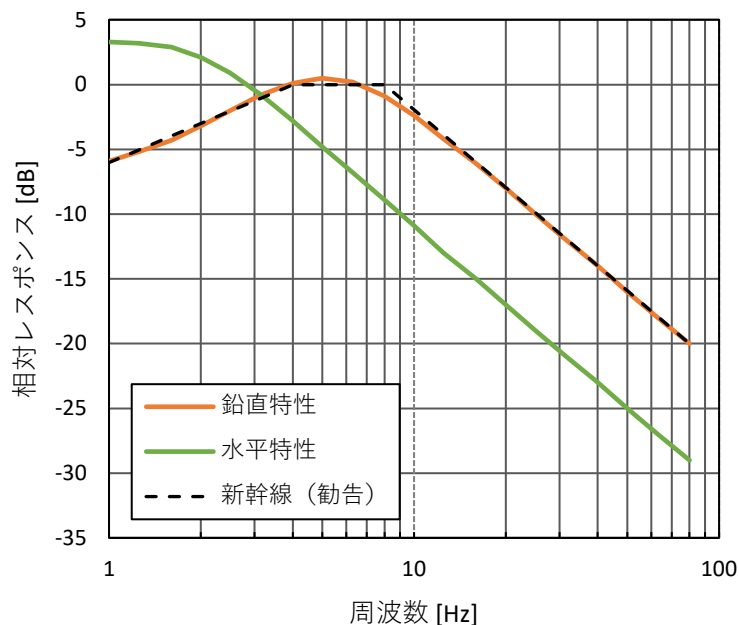


図2 鉛直特性・水平特性の基準レスポンス

※図中の「新幹線 (勧告)」は、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」に定められた補正加速度レベルの特性について、4～8 Hzを0 dBとして基準化したものです。

$$L_V = 20 \log_{10} \left( \frac{a_w}{a_0} \right) \quad \text{式 1}$$

(注) 計算式の内容

$L_V$  : 振動レベル[dB]

$a_w$  : 鉛直特性又は水平特性で重み付けられた振動加速度の実効値[m/s<sup>2</sup>]

$a_0$  : 振動加速度の基準値 (10<sup>-5</sup>m/s<sup>2</sup>)

#### <ポイント①>

実際の振動苦情では、規制対象の鉛直振動ばかりでなく、水平振動が原因になっているケースが少なくありません。振動レベル計は、水平2方向・鉛直方向の直交3成分の振動レベルを同時に測定できるようになっています。法令に従う評価は鉛直振動のみで良いのですが、水平振動も参考値やバックデータとして整理できると良いと思います。特に、苦情となっている振動の方向が分からない場合は、直交3成分の振動レベルの測定値は振動方向や振動源の同定など振動苦情の解決に資する貴重なデータになります。

### 第3章 測定場所

振動レベル計の振動ピックアップの設置場

所は、振動規制法施行規則では表1のように記述されています。

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| イ | 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所 |
| ロ | 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所         |
| ハ | 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所     |

表1 振動ピックアップの設置場所

測定場所がアスファルトやコンクリートなどの平坦で堅い場所の場合(図3(a))は問題ありませんが、未舗装の柔らかい土の場合にそのまま振動ピックアップを設置してしまうと、堅い地盤と比べて大きな振動レベルを評価してしまうことがあります。これは、振動ピックアップの「質量」と柔らかい土の「ばね」による振動系の共振現象で、振動が増幅されてしまうためです。これを設置共振と言います。この設置共振の影響を小さくするためには、設置共振が生じる振動数が振動レベルの測定範囲の上

限である80Hz以上(図2)になるように、地盤を十分に踏み固め、地盤の「ばね」を固くする必要があります(図3(b))。草木や落ち葉などが地盤を覆っている場合は、それらを取り除いた後に地盤を踏み固めてください。砂利などが敷かれた場所では砂利を取り除き、下地の地盤を踏み固めた後に設置してください。このような対応が出来ない場合は、測定場所を変更することを考えなければなりません。

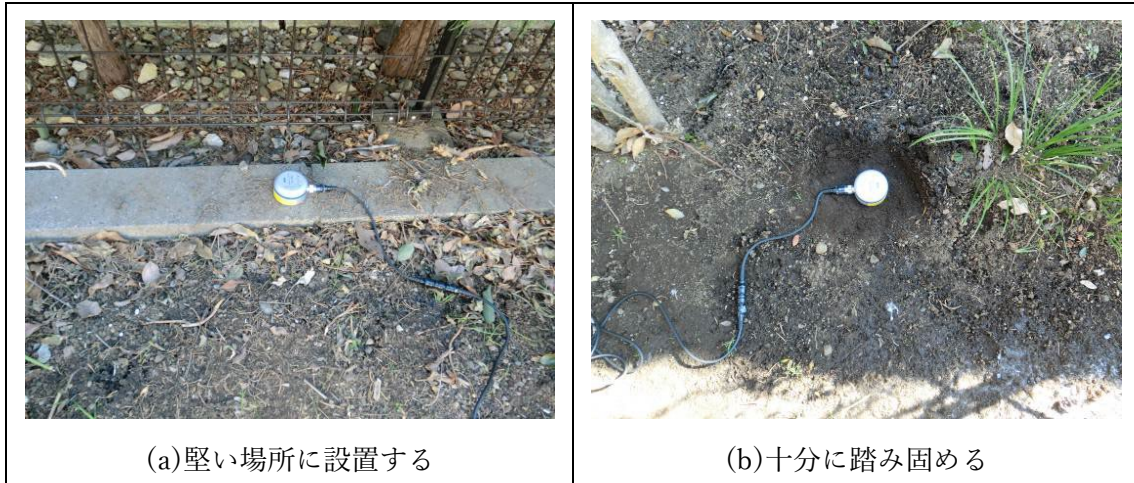


図3 測定例

## 第4章 振動レベルの決定方法

振動レベルの決定方法は、JIS Z 8735 で表2に示す方法が定められており、時々刻々と変化

する振動の波形によって評価方法が異なります。表2に基づく具体的な波形の例として、図4に実測の波形を示します。

- |     |   |
|-----|---|
| (a) | 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。                                    |
| (b) | 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。                       |
| (c) | 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、五秒間隔、百個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の八十パーセントレンジの上端の数値とする。 |

表2 振動レベルの決定方法

以下に、振動の波形ごとの評価方法の具体例を示します。

### (a) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合

空調室外機やファンなどの設備機器は、変動が小さい振動源の代表です。稼働の負荷状態の変化によって、振動が大きくなる場合がありますので、負荷状態ごとに測定することが望ましいです。負荷状態の変化に伴い騒音の大きさや音色も変化しますので、発生音に注意しながら測定すると分かりやすいと思います。

### (b) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合

プレス機やくい打機などは周期的、新幹線は間欠的な振動の代表です。振動規制法では、具体的な評価方法を定めていませんが、10程度の最大値を読み取り、平均値を求めてください。振動レベルの平均方法は、算術平均とパワー平均の2つの計算方法があります。最大値のばらつきが小さい場合は、どちらの方法でも平均値に大差はありませんが、原則としてパワー平均としてください。パワー平均の具体的な計算方法は、7章に示しま

す。新幹線振動は、「新幹線(勧告)」で評価方法が定められています。上り及び下りの列車を合わせて、原則として連続して通過する 20 本の列車について、当該通過列車ごとの振動の最大値を読み取り、評価は上位半数のものを算術平均して行うとされています。

### (c) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合

道路交通振動が代表的な振動です。表 2 に示す評価方法が定められていますが、実務的には振動レベル計の演算機能によって算出した  $L_{10}$  (80 パーセントレンジの上端の数値) を用いるか、PC の表計算ソフトの関数で求めています。 $L_{10}$  は統計的な値で、測定した時間の 10% を占めるという意味を持っています。簡単な例えでは、測定値が 100 個あり同じ値が 1 つもなかったとき、大きい方から 10 個目の測定値が  $L_{10}$  となります。なお、 $L_{50}$  は中央値と同じ意味です。

振動レベル計は、0.1 秒もしくは 1 秒間隔で計測することができます。十分な交通量があるときは、1 回の測定時間は 10 分というのが一般的で、表 2 に示す決定方法の条件を満たすものと考えられています。同じような交通量でも車速や大型車の混入率によって  $L_{10}$  は変化しますので、測定する時間帯や測定回数を検討してください。複数回測定した  $L_{10}$  を平均する場合は、算術平均で求めることが妥当です。1 時間当たりの交通量が 200 台未満の場合は、「振動規制法の施行について」(昭和 51 年 12 月 1 日環大特 154 号) に

自動車が通過しない時間の測定値の除外方法が規定されています。

特定工場等や特定建設作業では、一連の工程や作業に応じて適切な測定時間を定め、 $L_{10}$  を評価してください。道路交通振動と同様に、10 分間の測定という考え方もありますが、作業や工程によって評価値の  $L_{10}$  は変化しますので、測定する時間帯や測定回数を検討してください。

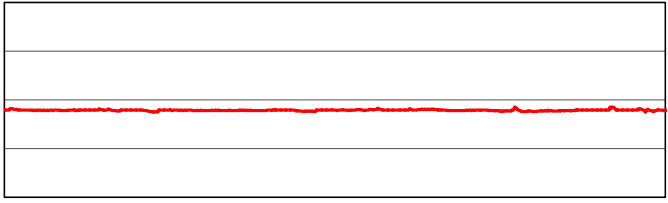
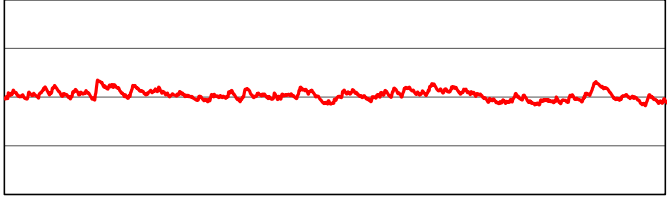
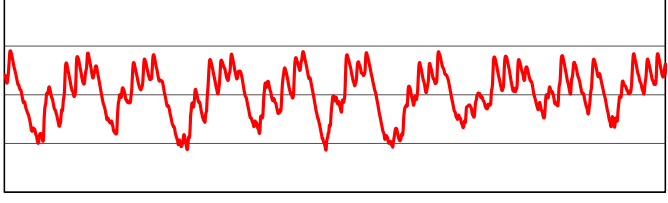
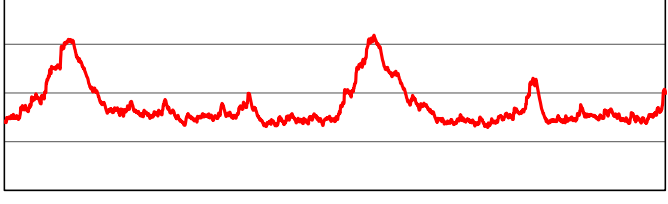
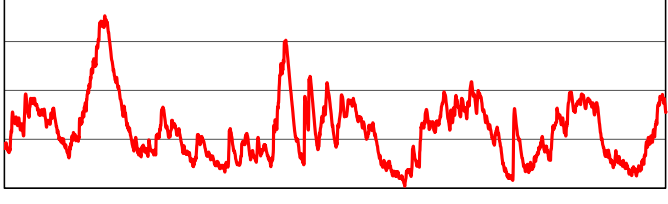
|                   |                   |               |   |
|-------------------|-------------------|---------------|---|
| 定常振動 <sup>2</sup> | (a-1)<br>変動ほとんどなし |               | 振動レベル[dB]<br>   |
|                   | (a-2)<br>変動わずか    |               | 振動レベル[dB]<br>   |
| 変動振動              | 間欠的               | (b-2)<br>周期的  | 振動レベル[dB]<br>   |
|                   |                   | (b-1)<br>非周期的 | 振動レベル[dB]<br> |
|                   | (c)<br>不規則・大幅変動   |               | 振動レベル[dB]<br> |

図4 JIS Z 8735 に戻づく波形の分類 (図中の縦軸は 10 dB/目盛)

2 定常振動：指示値が変動せず、又は変動が少ない振動

変動振動：指示値が周期的又は間欠的に変動する、若しくは指示値が不規則かつ大幅に変動する振動

### <ポイント②>

測定現場での振動レベルの波形の確認方法ですが、振動レベル計には表示機能に数十秒程度の波形の変化を確認することができるものがあります。レベルレコーダを振動レベル計に接続すると、長時間の時刻歴変化を確認することができます。レベルレコーダの記録紙に振動の発生時刻や現場の状況を記入することで、後日、現場状況の整理にとっても役に立ちます。

また、近年では、無線通信デバイスを振動レベル計に接続することによって、測定地点から離れた場所で、PCのモニターに振動レベルの変化を出力できるものが開発されています。振動レベル計の延長コードを引き回すことが困難な現場ではとても便利です。

測定現場において、測定者が振動レベルの大きさを把握しながら、振動を体感することは、振動行政や振動問題への理解が一層深まるものと思います。

上記の方法などで現場において振動レベルの波形の確認ができない場合は、振動レベル計は測定値を記録できる機能を有していますので、測定後にPCの表計算ソフトや計測器メーカーが提供している専用ソフトによって、振動レベル波形の詳細を確認することができます。

## 第5章 測定計画

実際に振動測定を行うことになったとき、測定計画を立案しなければなりません。振動苦情に至った経緯、目的や評価対象などを明確にし、関係者と共通の認識を持つことで、はじめて測定場所、地点数、測定時間帯などを計画することができます。

特定工場等では、敷地境界に測定点を設置します(図5(a))。工場又は事業場全体が規制されますので、場内の設備機器や荷降ろし作業などによって発生した振動すべてが評価対象となります。このため、時間帯によって作業工程などが異なり、発生する振動が大きく変化する可能性があります。測定点の選定や測定時間を計画する上で、事前に苦情となっている振動源に関する情報を把握する必要があります。

一方、特定建設作業は建設現場全体ではなく、政令で定める特定建設作業のみが規制対象となります。測定点は特定工場等と同様に、敷地境界に設置します(図5(b))。特定建設作業位置は、施工の進捗によって移動するため、同じ

作業でも測定点との距離が異なれば評価値が変化します。測定計画時に建設会社から作業工程を入手し、建設作業場所と保全対象との位置関係を考慮した測定点を選定した上で、適切な測定日時を設定しなければなりません。

道路交通では、道路境界に測定点を設定します(図5(c))。道路交通振動は、路面のわずかな段差の上を車両が走行することによって、大きな振動を発生することがあります。このため、測定点と路面のわずかな段差との位置関係によって、評価が大きく異なることがあります。測定点を選定する際には、舗装面を注意深く確認してください。路面の段差で分かりやすいのはマンホールですが、舗装のひび割れ、継ぎ目やわだち掘れが振動苦情の原因になることが少なくありません。測定時に大きな振動が発生する場所を特定することができれば、道路の補修計画をする際に有益な情報となります。振動の評価量は、先述のとおり交通量、走行速度や大型混入率が時間帯によって変化しますので、苦情となっている時間帯に測定することを基



本としてください。

新幹線振動では、測定場所に関する規定はありませんので、問題となっている屋外の場所、例えば苦情を申し立てている方の家屋近傍地盤での測定となります。新幹線の車両の種類や走行軌道によって振動の大きさが異なりますので、後日、測定報告書として整理できるようにこれらの情報を記録してください。先述したように、新幹線振動は連続して通過する20本の列車の測定結果から評価値を算出します。筆

者の経験では、測定の時間帯によって評価量が大きく変わることはありませんが、他の振動源と同様に苦情が発生している時間帯に測定することを基本としてください。

振動測定の工程では、測定値の信頼性を高めるために、評価対象の振動が発生していない若しくは影響が小さい時の状況を把握するために、可能な限り暗振動（次章参照）の測定を実施できる測定計画を立ててください。

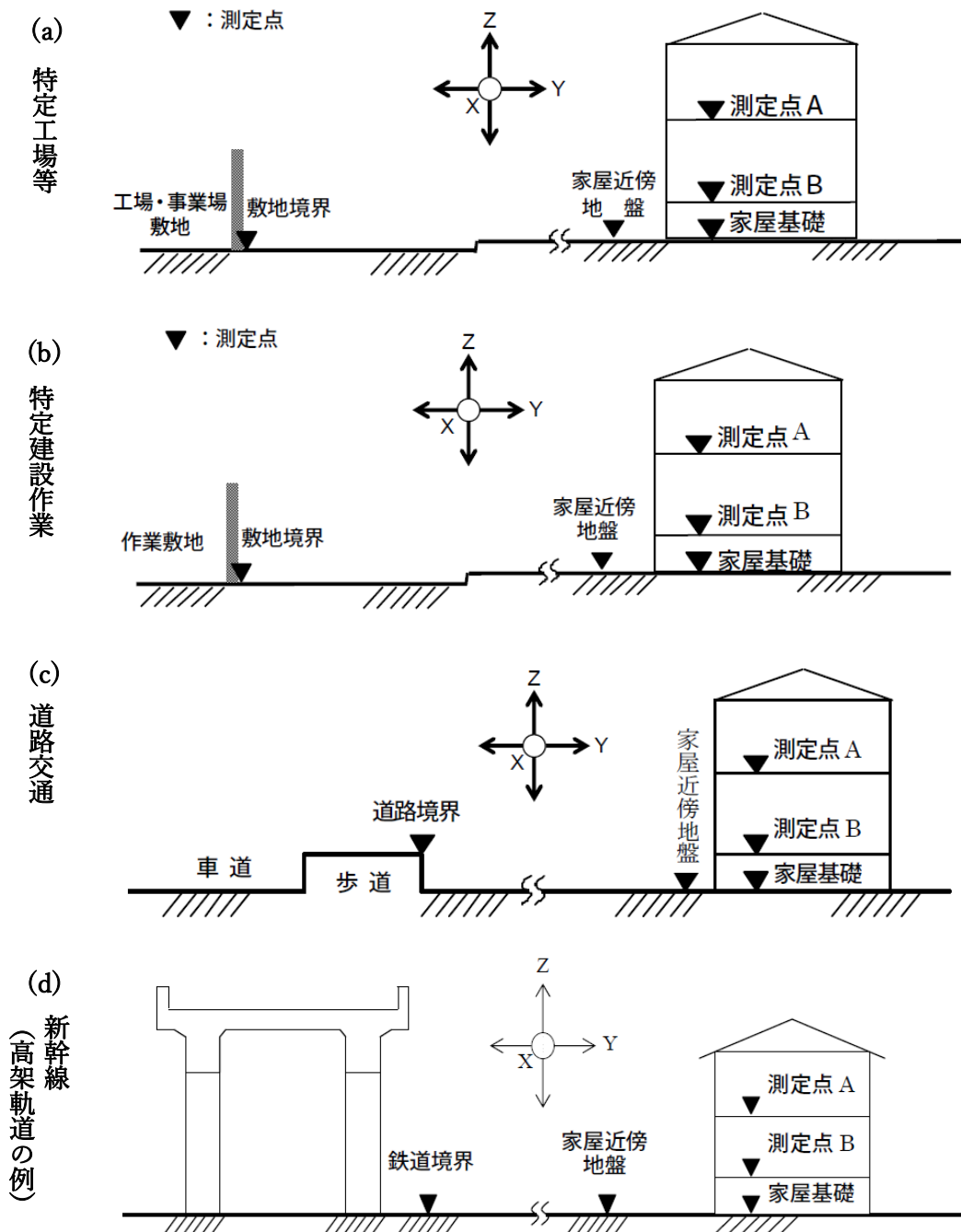


図5 測定点配置の一例[4]

<ポイント③>

図5は、日本騒音制御工学会の環境振動評価分科会が公表している振動測定マニュアルに示されているものです。苦情が発生しており、かつ振動規制法による対応では問題の解決が困難な場合に、活用できるように資料が作成されています。このため、家屋内部で苦情者が暴露されている振動や家屋による振動の増幅特性を把握できる測定配置の一例として、家屋内や家屋近傍地盤の測定点が示しています。あくまで、振動規制法に定められた基準値と対比できるのは、敷地境界や道路境界の測定点での評価値のみですので注意をしてください。

## 第6章 暗振動

測定対象を除くその他の振動源による振動を暗振動と呼びます。測定現場では、必ずしも測定対象の振動源だけを測定できるわけではなく、暗振動による影響を少なからず受けます。暗振動の大きさによって、測定対象の振動の測定値に影響を及ぼします。そこで、JIS Z 8735では表3に示す暗振動に対する指示値の補正が規定されています。

測定対象の振動が暗振動よりも10dB以上大きい場合は、暗振動補正の必要がなく、測定値

をそのまま使用することに問題はありません。測定対象の振動と暗振動の振動レベルの差が3～9dBのときは、測定値は暗振動の影響を受けているため、暗振動補正を行う必要があります。暗振動との差が3dBの場合は、暗振動補正ができません。

暗振動の影響が大きい場合は、対象外の振動源を一時的に停止させるなどの対応によって、対象の振動を適切に評価することが必要です。このような制御が不可能な場合は、測定場所や測定時間帯の変更などを検討してください。

|                       |    |    |   |   |   |    |   |
|-----------------------|----|----|---|---|---|----|---|
| 対象の振動があるときとないときの指示値の差 | 3  | 4  | 5 | 6 | 7 | 8  | 9 |
| 補正值                   | -3 | -2 |   |   |   | -1 |   |

表3 暗振動に対する指示値の補正

## 第7章 dB計算

最後に、ここで簡単なdB計算に触れたいと思います。PCの表計算ソフトで簡単に求められますので、一度計算を試してみてください。

振動レベルがn個のデータがあった時のdBのパワー合成値Lは、下記の式2で表されます。そして、このn個の振動レベルのパワー平均値 $\bar{L}$ は、式3で求められます。

$$L = 10 \log_{10} (10^{L_1/10} + 10^{L_2/10} + \dots + 10^{L_n/10}) \quad \text{式2}$$

$$\bar{L} = L - 10 \log_{10} n \quad \text{式3}$$

ここで、測定によって、60 dB、58 dB、62 dB、57 dB、60 dBの5個の測定値が得られたとします。これらの値を式2に代入すると、式4のよ

うになります。この計算を行うとパワー合成値として、67 dBという結果が得られます。パワー平均値は、式3から式5の計算を行い60 dB

となります。このとき、算術平均値では 59 dB となり、パワー平均値とほとんど変わりません。仮に、最初の測定値が 60 dB ではなく 70 dB だとすると、パワー平均値は 71 dB、算術平均値では 61 dB となり、算出方法で平均値が大き

く異なってしまいます。このような測定値のばらつきが大きい場合には、平均方法で評価値が変わってしまうことがお分かりいただけたいと思います。

$$L = 10\log_{10}(10^{60/10} + 10^{58/10} + 10^{62/10} + 10^{57/10} + 10^{60/10}) = 66.7 \approx 67 \quad \text{式 4}$$

$$\bar{L} = 66.7 - 10\log_{10}5 = 66.7 - 7.0 = 59.7 \approx 60 \quad \text{式 5}$$

#### <ポイント④>

本稿では、振動測定の概略、測定計画の立案に当たり予め把握すべき要素（又はポイント）を中心に解説しました。

第1章の末尾にも少し記載しましたが、測定計画（第5章）を立案し確実に測定するためには、第2章（振動レベル）、第3章（測定場所）、第4章（振動レベルの決定方法）を予め習得又は把握するとよいでしょう。

ただし、実際の測定に当たっては第6章（暗振動）を考慮することも必要です。また、第7章（dB 計算）も把握すべき要素の1つとなりますが、初めての方でも表計算ソフトで容易に計算できます。

いずれも試してみてください。

#### 参考文献

- [1] 横島潤紀：第1回 振動に係る苦情の状況および法令等、  
ちょうせい第109号、pp.14-24（令和4年）  
[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000816264.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000816264.pdf)
- [2] JIS C1510 振動レベル計（1995）
- [3] JIS Z 8735 振動レベル測定方法（1981）
- [4] 日本騒音制御工学会 環境振動評価分科会:振動測定マニュアル Ver.1  
<https://www.ince-j.or.jp/subcommittee/kankyoshindohyoka>



#### ■次回予定

次回の誌上セミナー「振動について」（第3回）では、振動に対する反応等についての解説を予定しています。引き続き御活用ください。

# 公害等調整委員会の 50 年

## ～令和 3 年度公害等調整委員会「年次報告」(白書) から～

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会は、毎年、公害等調整委員会設置法第 17 条の規定に基づき、国会に対し所掌事務の処理状況を報告しており、令和 4 年 6 月 10 日、令和 3 年度の報告を行いました。

年次報告では、話題性が高いテーマについて巻頭で特集をしております。今回は、公害等調整委員会が令和 4 年 7 月に設置 50 年を迎えるに当たり、設置に至る経緯やこれまでの活動等をテーマとしましたので、御紹介します。また、年次報告の概要資料も併せて掲載しますので、御参照ください。

※令和 3 年度公害等調整委員会「年次報告」(白書)の詳細については、下記 URL から御覧ください。

[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/R3nend\\_menu.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/nenji/R3nend_menu.html)

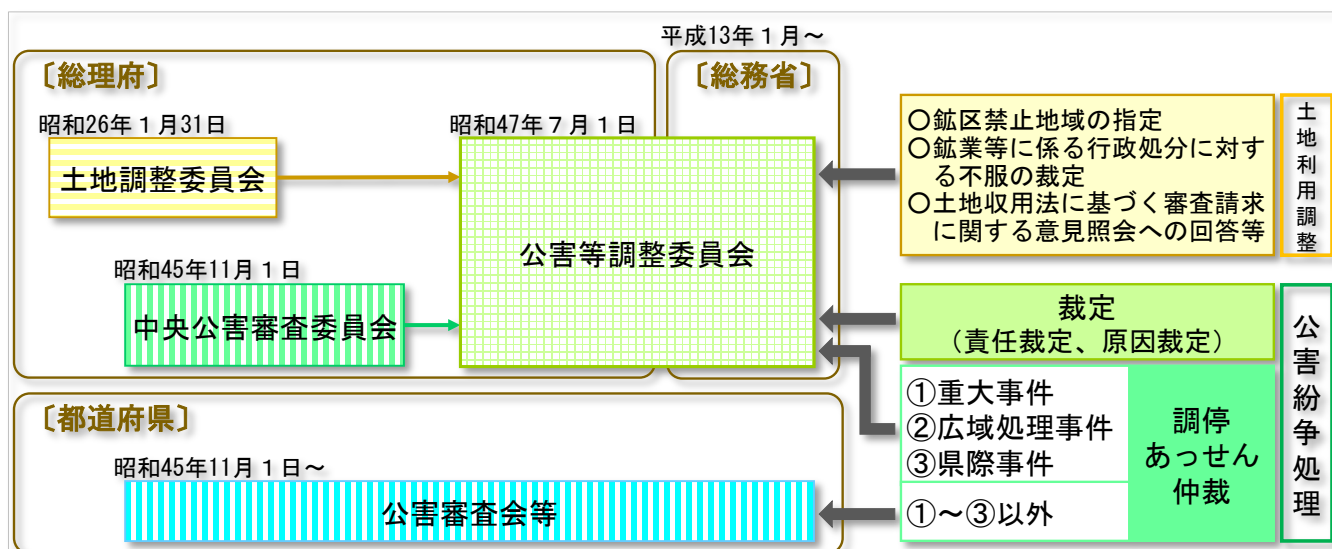


公害等調整委員会（以下この特集において「公調委」という。）は、公害等調整委員会設置法（昭和 47 年法律第 52 号）に基づき、昭和 47 年 7 月 1 日に総理府の外局（平成 13 年 1 月 6 日以降は総務省の外局）として設置された行政委員会で、本年 7 月に設置から 50 年を迎えます。

公調委は、①公害に係る紛争の迅速かつ適正

な解決を図ること（以下「公害紛争処理」という。）、②鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図ること（以下「土地利用調整」という。）を主な任務としています。

以下、公調委が設置 50 年を迎えるに当たり、設置に至る経緯、これまでの活動等を振り返ります。



# I 公害紛争処理

## 1 公害問題の発生

戦前においても足尾銅山の鉍毒事件などの例はありましたが、昭和30年代の高度成長期に、産業構造の重化学工業化に伴って、水俣病、イタイイタイ病、四日市ぜんそく、新潟水俣病といった四大公害などの企業活動に起因する大気汚染、水質汚濁等の公害が大きな社会問題として捉えられ、その解決が国民的課題とされました。

## 2 公害紛争処理制度の導入

昭和42年に公害対策基本法（昭和42年法律第132号）が制定されたことにより、公害行政の整備は順次進んでいきましたが、同法の中でも、公害紛争の処理について統一的な制度<sup>※1</sup>を設けることの必要性が認識されており、「政府は、公害に係る紛争が生じた場合における和解の仲介、調停等の紛争処理制度を確立するため、必要な措置を講じなければならない」（第21条第1項）と規定されました。

公害紛争を解決する手段としては民事訴訟がありますが、原因と被害発生との間の因果関係の立証を原告（被害者）が行うことは困難で負担も大きく、判決まで長い時間を要する等のことから、手続の形式的厳格性を緩和し、紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを旨とする新しい公害紛争処理制度の確立が要請され、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定されました。

これにより、昭和45年11月1日、調停、仲裁及び和解の仲介（昭和49年11月1日以降は「あっせん」）<sup>※2</sup>の手続が整備されるとともに、公害紛争の処理機関として、国に中央公害審査委員会が設置されました。また、都道府県に公害審査会等を設置することができることとされ、それぞれの管轄に応じて調停等を行うこととな

りました。

- ※1 公害紛争処理法の制定前には、公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和33年法律第181号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及び騒音規制法（昭和43年法律第98号）に、それぞれ「和解の仲介」の手続が規定されていました。
- ※2 「和解の仲介」の手続は、都道府県公害審査会等のみの所管となっていました。

## 3 公調委の設置

公害紛争処理法制定時の国会における附帯決議「今後裁定制度の採用等と国家行政組織法第3条機関への移行を前向きに検討し、速やかに結論を出すよう努めること」を踏まえ、公害等調整委員会設置法が制定され、昭和47年7月1日、中央公害審査委員会と土地調整委員会の機能を統合し、総理府に行政委員会として公調委が設置されるとともに、公害紛争処理法を改正して、同年9月30日、裁定（責任裁定、原因裁定）の手続が導入されました。これにより、公調委と都道府県公害審査会等を中心とした現行の公害紛争処理制度が整えられました。

公調委は、専門委員などの専門的知見の活用や、必要に応じ、職権による資料収集・調査を行うことで、公害紛争の解決を図ることが特長です。また、事案の性格によっては、裁定手続を職権で調停に移行させ、調停案の調整・提示等を通じて合意形成を図ることがあります。

(注)「調停」：当事者間の互譲による合意に基づく紛争の解決を図るもの

「裁定」：損害賠償責任の有無及び賠償額又は加害行為と被害との因果関係の存否について、法律判断をすることにより、紛争の解決を図るもの

#### 4 公調委が取り扱った公害紛争

公調委が発足した初期においては、四大公害に代表されるような産業型の公害が多く、重大な健康被害などを主張する被害者と加害企業等との間で、調停事件が多く係属しました。

その後、公害規制法令の整備、公害防止技術の発達などに伴い、産業型の公害に係る事件は少なくなりましたが、交通に関連する事案を始めとする規模の大きな事件が散見されるとと

もに、中には、将来発生するおそれのある被害の未然防止を求める事件（以下「おそれ事件」という。）や廃棄物とその処分を巡る事件（以下「廃棄物事件」という。）が見られるなど、公害紛争が多様化し、また、近年では、都市域での経済活動に伴う生活環境の悪化を背景とした都市型・生活環境型の公害の割合が増え、それとともに、裁定事件が多く係属するようになってきました。

|                      | あっせん | 調停  | 仲裁 | 裁定   |      | 合計  |      |
|----------------------|------|-----|----|------|------|-----|------|
|                      |      |     |    | 責任裁定 | 原因裁定 |     |      |
| 昭和45年11月<br>～昭和47年6月 |      | 11  | 0  |      |      | 11  |      |
| 昭和47年7月<br>～昭和57年3月  | 0    | 398 | 1  | 12   | 10   | 2   | 411  |
| 昭和57年4月<br>～平成4年3月   | 0    | 259 | 0  | 10   | 6    | 4   | 269  |
| 平成4年4月<br>～平成14年3月   | 1    | 29  | 0  | 26   | 23   | 3   | 56   |
| 平成14年4月<br>～平成24年3月  | 2    | 16  | 0  | 113  | 61   | 52  | 131  |
| 平成24年4月<br>～令和4年3月   | 0    | 22  | 0  | 194  | 110  | 84  | 216  |
| 合計                   | 3    | 735 | 1  | 355  | 210  | 145 | 1094 |

- (注) 1 昭和45年11月～47年6月は、中央公害審査委員会としての受付件数。  
 2 あっせんは昭和49年11月1日以降、裁定は昭和47年9月30日以降。  
 3 調停の735件のうち、620件は水俣病関係。  
 4 原因裁定の145件のうち、13件は(4)に記載の原因裁定嘱託。

(表) 受付件数の推移（昭和47年以降は10年間ごとの合計）

##### (1) 産業型の公害紛争

公調委の発足から昭和50年代頃までは、産業型の公害紛争が多く見られ、①不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件（～現在）のほか、②渡良瀬川沿岸における鉍毒による農作物被害に係る損害賠償調停申請事件（足尾銅山の鉍毒事件）（昭和47年・48年申請）、③大阪国際空港騒音調停申請事件（昭和48年～51年申請）などが係属しました。

①の事件は、不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ(株)水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患（りかん）し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ(株)を相手方として賠償金の支払等を内容とする調停を求めるものです。

現在は、水俣病患者としての認定を受けた患者から申請があった場合に、補償協定（患者グループとチッソ(株)との間で締結）に定められたランク（A、B及びCの3ランク）のいずれに該当するかについての調停を行っており、昭和48年以降、1466人の患者について調停が成立しました。

②の事件は、昭和49年に損害賠償金の支払、公害防止協定の締結等を内容とする調停が成立し、100年越しの問題を2年で解決したと評価されました。

③の事件は、申請者数が2万人を超える大規模な事件であり、当初は騒音基準も整備されておらず、国際空港という公共性の高い施設の管理・運用面も争点となる中、昭和50年に騒音軽減対策に関する調停、55年に空港使用禁止問題に関する調停、61年に慰謝料等請求に関する調停が成立しました。

## (2) 公害紛争の多様化

昭和60年代以降になると、産業型の公害紛争は減少していきましたが、④スパイクタイヤ粉じん被害等調停申請事件(昭和62年申請)など、社会的影響の大きな事件は続きました。また、⑤北陸新幹線騒音防止等調停申請事件(平成3年申請)、⑥小田急線騒音被害等責任裁定申請事件(平成4年申請)のようなおそれ事件、⑦豊島(てしま)産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件(平成5年申請)、⑧神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件(平成18年申請)などの廃棄物事件も係属しました。このような公害紛争は、令和になった現在においても見られます。

④の事件は、国内タイヤメーカーによるスパイクタイヤの製造・販売の中止について合意が得られ、昭和63年に調停が成立しました。その後、使用禁止の立法につながる結果となりました。

⑤の事件は、建設の段階で、騒音等による被害のおそれを申し立てて申請があったもので、環境保全の主目標や鉄道施設に係る音源対策などを定める調停案を示し、一部の申請人について調停が成立しました。

⑥の事件は、小田急線の高架方式による連続立体交差事業の計画を背景に申請があ

ったもので、平成10年に職権で調停に移行し、被申請人が騒音レベルの目標値を設定しその実現を図ること、騒音・振動対策として車両や設備の発生源対策を行うこと等により、一部の申請人との間で調停が成立しました。また、その他の申請人のうち一部の者について、一定の損害賠償金の支払を命ずる一部認容の裁定を行いました。在来鉄道の騒音の受忍限度の基準となる裁判例がない中、等価騒音レベルを用いて受忍限度を画した初の事例となりました。

⑦の事件は、瀬戸内海の豊島に不法投棄された産業廃棄物に関し、住民から香川県と事業者などを相手方として、その撤去等を求めたもので、大規模な実態調査を行うなどして6年以上に及ぶ話し合いを重ねた結果、産業廃棄物及び汚染土壌を平成28年度末までに搬出すること、地下水等を浄化すること等が合意され、平成12年に調停が成立しました。

調停成立後も廃棄物等の実際の撤去には長期間を要し、公調委としてもフォローアップを行っています。平成29年3月に約91万トンに及ぶ廃棄物等の搬出・処理が完了し、その後発見された600トン余りの廃棄物等も搬出・処理され、引き続き地下水の浄化作業も終了し、最終段階に向かっていきます。

⑧の事件は、不法投棄された有機ヒ素化合物(DPAA)が地下水を汚染し、健康被害が発生したとして、周辺住民が国と茨城県に対して賠償を求めたもので、因果関係の問題や責任論など困難な論点がありましたが、現地調査、申請人の健康診査、専門委員の意見書の提出等を経て、平成24年に水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく権限を行使しなかったことについて裁量権の逸脱があるとして、茨城県の責任を認める裁定を行いました。なお、裁定後、茨城県は申請人との間で和解を行いました。

### (3) 都市型・生活環境型の公害紛争の増加

21世紀になると、人々の環境意識の高まりなどから、都市型・生活環境型の公害紛争が増加し、近隣のエアコン室外機・ヒートポンプ給湯器や深夜営業のスーパー・コンビニ等の生活に関連した音、保育所・学校の児童・生徒の声、公園・運動施設の利用者の声など、身近な生活環境における騒音が紛争となる事例が目立つようになりました。

### (4) 原因裁定囑託の活用

原因裁定囑託は、公害に係る被害に関する民事訴訟の審理の過程で受訴裁判所が必要性を認めた場合に、その囑託により、公調委が原因裁定を行うものです。

富山県黒部川河口海域における出し平（だしだい）ダム排砂漁業被害原因裁定囑託事件（平成16年囑託）が初の事例で、漁業者等がダムの排砂により漁獲量が減少したとして、電力会社に対して排砂の差し止め等を求めて富山地方裁判所に提起した訴訟に関して、公調委は、専門委員の任命、現地調査の実施等による職権での証拠の収集に努め、平成19年に一部の因果関係を認める裁定を行い、裁判でも、当該裁定を基にした判断が下されました。

その後、原因裁定囑託は徐々に増加し、最近ではコンスタントに係属しています。

## 5 地方公共団体との連携

公害紛争処理制度の効果的な運用を図るためには、公調委と都道府県・市区町村が、公害紛争・公害苦情の解決について情報共有し、相互の連携を強化することが欠かせません。このため、都道府県・市区町村の職員を対象としたブロック会議等を開催しているほか（最近2年間は、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、ウェブセミナー等を開催）、様々な紛

争事例を調査・分析し、その結果を都道府県・市区町村に提供しています。

## 6 今後の公害紛争処理制度

人々の環境意識の高まりや権利意識の向上により、今後も、より良好な生活環境を求める公害紛争は多数発生するものと考えられます。公調委は、ADR（Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続）の機能を持つ行政委員会として、関係各方面と連携して、公害紛争処理に当たるとともに、制度の周知にも努めてまいります。



## II 土地利用調整

土地利用の調整に関しては、狭小な国土に様々な産業が併存し、他の産業や一般公益と競合するため、公益的な観点から土地利用の適正な在り方を判断することが必要で、判断に当たっては、公正性・中立性や専門性が求められます。

このため、土地調整委員会設置法（昭和25年法律第292号）に基づき、昭和26年1月31日に総理府に行政委員会として土地調整委員会が設置され、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため、①鉱区禁止地域の指定、②鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定、③土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく審査請求に関する意見照会への回答などの制度を所管していました。

この業務は、上述のとおり、昭和47年7月1日以降、公調委が引き継いでいます。

### 1 鉱区禁止地域の指定

鉱業以外の公共の福祉の保護が特に重要である地域に、あらかじめ鉱区の設定を禁止する制度で、ダムや水源の保全、歴史的風土の保存や風致・景観の保護等のため、都道府県知事等の請求に基づいて指定します。

これまでの指定状況は、「伊勢神宮」（昭和26年）に始まり、「黒部第四ダム」（昭和29年）、「青函トンネル」（昭和50年）、「石見銀山遺跡」（平成17年）、「大保ダム」（平成22年）など、244地域、68万2820ヘクタールに及んでいます。

### 2 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

鉱物の掘採、岩石や砂利の採取などをしようとする者は、経済産業大臣や都道府県知事等の許認可を受ける必要があり、これらの許認可に

ついて不服がある者は、公調委に対して裁定の申請をすることができます（場合により、周辺地域の住民などの利害関係人も裁定の申請が可能）。

公調委の裁定又は決定に対して不服のある場合には、東京高等裁判所に訴訟を提起することができ、公調委の不服裁定は一審を代替する機能を有しています。

土地調整委員会の時の昭和26年から令和4年3月までに、162件の不服の裁定の申請を受けています（終結は160件）。

### 3 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等

土地利用に関する行政庁の適正な処分を確保するため、土地収用法、鉱業法（昭和25年法律第289号）等の規定に基づき、主務大臣等が裁決等を行う場合に、当該主務大臣等から行われる意見照会への回答、承認等を行っています。

なお、土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会に関しては、回答に先立ち、審査請求人に対し意見を述べる機会を付与するなど、国民の権利保護、行政の適正な運営の確保に努めています。

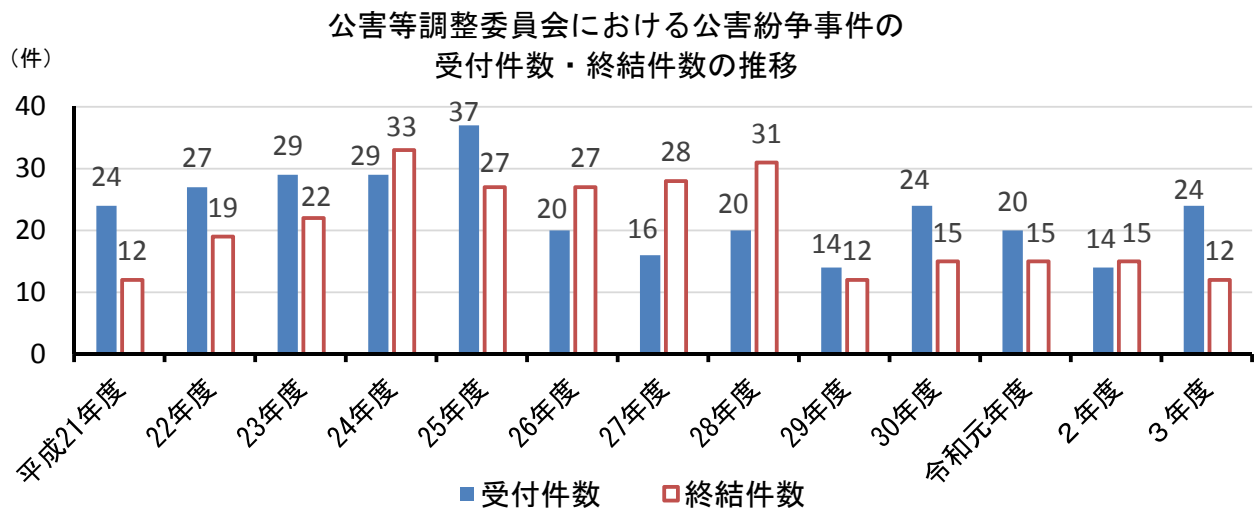
土地調整委員会の時の昭和26年から令和4年3月までに、1170件の意見照会等を受けています（処理済みは1163件）。

## 特集 公害等調整委員会の50年

- 公害等調整委員会が令和4年7月に設置50年を迎えるに当たり、設置に至る経緯、これまでの活動等を振り返る。
- 公害紛争処理
  - ・ 公害紛争の迅速かつ適正な解決のために公害等調整委員会が設置された。
  - ・ 当初の産業型の公害紛争から、公害紛争の多様化、都市型・生活環境型の公害紛争へと時代とともに変化がみられる。
  - ・ 地方公共団体を始めとする関係各方面と連携して、公害紛争の処理や制度周知に努める。
- 土地利用調整
  - ・ 鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図るため設けられた制度について、これまでの取組を振り返る。

## 公害紛争の処理状況

|        |          |          |          |
|--------|----------|----------|----------|
| 令和3年度  | 【係属】 60件 | 【受付】 24件 | 【終結】 12件 |
| うち裁定事件 | 【係属】 57件 | 【受付】 23件 | 【終結】 10件 |



## 公害紛争の近年の特徴

- ① 都市型・生活環境型の公害紛争  
店舗からの騒音や悪臭など、比較的小規模な事件が目立つ。
- ② 裁定事件の割合が高い  
令和3年度に係属した事件のうち、裁定事件の占める割合は95%
- ③ 騒音をめぐる事件の割合が高い  
令和3年度に係属した事件のうち、騒音をめぐる事件の割合が最も高く約6割

### 係属中の事件例 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

【申請人】：埼玉県新座市の住民6人

【被申請人】：入浴施設運営会社（東京都東久留米市内）

【申請理由】：被申請人の運営する入浴施設からの騒音により、精神的苦痛を受けているため

【調停を求める事項】：

(1) 被申請人は、騒音※について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講ずること。

※ ①露天風呂からの人の声等、②露天風呂のテレビや滝の音、③北側室外機の音、④入浴施設のBGMや店内放送、⑤排水・排気の音、⑥車のアイドリング音、⑦夜間工事の騒音

(2) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

【事件の処理経過】：

調停委員会を設け、手続を進めている。

(注) 申請人からの調停申請は、埼玉県知事に対して行われ、申請を受けた埼玉県知事が、県際事件として、連合審査会の設置について東京都知事と協議したが、協議が調わなかったため、公害等調整委員会に移送された事件

### とみぐすく 終結した事件例 豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

【申請人】：沖縄県豊見城市の住民1人

【被申請人】：建設会社

【申請理由】：被申請人が申請人宅の西側隣地で行った住宅建築の基礎杭打ち工事により、申請人の住宅等に財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）が生じたため

【裁定を求める事項】：損害賠償金1302万6000円の支払（責任裁定）

申請人の住宅等の財産被害と被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたこととの間の因果関係の判断（原因裁定）

【事件の処理経過】：

- 裁定委員会を設け、現地審問期日を1回開催するとともに、専門委員を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施
- 責任裁定申請事件及び原因裁定申請事件について、それぞれ申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結

## 都道府県・市区町村との連携

- ① 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況  
令和3年度 【係属】 77件 【受付】 32件 【終結】 36件
- ② 都道府県・市区町村への支援  
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和3年度は、公害紛争処理連絡協議会をウェブ会議で開催、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を開催
- ③ 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況  
令和2年度の全国の公害苦情の新規受付件数は約8万2千件

## 土地利用の調整の処理状況

- ① 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定  
令和3年度 【係属】 2件 【受付】 1件 【終結】 0件
- ② 土地収用法に基づく審査請求に関する意見照会への回答等  
令和3年度 【係属】 15件 【受付】 10件 【終結】 8件

### 係属中の事件例 あくみ 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の ひじまがり 岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件

- 【申請人】 : 採石業者  
【処分庁】 : 山形県知事  
【原処分】 : 処分庁は、申請人からなされた岩石採取計画認可申請に対し、湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれるおそれがあること、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流流入により、地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、遊佐町が条例により、当該岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に不認可処分を実施
- 【事件の概要】 : 申請人は、原処分は違法なものであるとして申請  
【事件の処理経過】 :  
裁定委員会を設け、審理期日を8回開催するとともに、専門委員を選任するなど手続を進めている。

# 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、政府広報や広報誌への情報掲載についてご紹介します。

## 1 政府広報への情報掲載について

政府の重要施策の広報を実施している、Yahoo!ニュースサイトへの政府広報のバナー広告において、公害相談窓口を紹介しました。



5月9日～15日の間、Yahoo!ニュースサイトにバナーを掲載することにより、公害等調整委員会ホームページの「公害でお困りのときは公害相談窓口へ」ページへの誘導を図りました。

当ページでは、公害問題でお困りのときに、公害苦情相談や調停や裁定といった公害紛争処理手続によって、迅速・適正に解決を図れることを紹介し、相談内容や状況に応じた相談窓口をまとめています。

ぜひご活用ください。

公害でお困りのときは公害相談窓口へ

### 公害でお困りのときは公害相談窓口へ

公害問題でお困りのときは、公害苦情相談や調停や裁定といった公害紛争処理手続によって迅速・適正に解決を図ることができます。

騒音・振動、悪臭といった公害のトラブルが発生したときの相談先をまとめています。

相談内容や状況に応じて、下記の相談窓口へご相談ください



[https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute\\_00002.html](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/how/e-dispute_00002.html)



## 2 広報誌への情報掲載について

公害等調整委員会は、本年7月1日に設立50周年を迎えました。

広報誌「総務省」8月号の特集コーナーにおいて、公害等調整委員会の歴史を振り返るとともに、50周年を記念して公害紛争処理の今後のあり方などについて議論を行ったシンポジウムの様子を紹介しています。

総務省ホームページの広報誌コーナーに掲載されていますので、ぜひご覧ください。



総務省ホームページ 広報誌「総務省」8月号

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/kouhoushi/koho/2208.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/kouhoushi/koho/2208.html)



## がんばってまーす

### 公害苦情対応業務を経験して



山形県米沢市市民環境部環境生活課主任

よしいけ けんたろう  
吉池 賢太郎

公害等調整委員会設立50周年の大きな節目に私の記事が掲載されることを光栄に思います。内容は50周年を飾るに相応しいものとはほど遠く、恥ずかしい限りですが、頑張っ

て執筆させていただきます。なお、文中の意見や感想についてはほとんどが私見でございますので、ご了承いただければ幸いです。

当市は山形県の最南端、母なる川「<sup>もがみがわ</sup>最上川」の源である<sup>あづま</sup>吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地にあります。山形新幹線により東京と約2時間で結ばれているほか、平成29年、東北中央自動車道の開通(米沢～福島間)で高速交通網につながるなど、山形県の南の玄関口としての役割を担っています。総面積は548.51km<sup>2</sup>と広大で、森林が77%を占める自然豊かな地域であるとともに、全域が特別豪雪地帯に指定される雪深い地域でもあります。

また、<sup>だて</sup>伊達氏・<sup>うえすぎ</sup>上杉氏が本拠としたことにより、両氏の城下町として栄えました。特に、慶長6年(1601年)に<sup>うえすぎかげかつ</sup>上杉景勝が米沢に入封してから明治維新を迎えるまでの間、一貫して上杉氏の城下町であったことから、市内には上杉家所縁の史跡や文化財が数多く残されています。

中でも、米沢藩9代藩主の<sup>うえすぎやうざん</sup>上杉鷹山は、その生涯をかけて財政難に苦しむ藩政改革に取り組み成功に導いたことで知られ、鷹山の行った農村復興と殖産興業、水害・飢饉・火事等の災害に備

えたりリスク管理等の取組は、まさに現在のSDGsにつながる「持続可能な地域づくり」の先駆けと言われています。



ようざんこうりつぞう  
鷹山公立像

当市で公害苦情対応業務を担当するのは市民環境部環境生活課です。業務内容は他市町村と変わらないでしょうから詳しい紹介は割愛しますが、典型7公害は無論のこと、公害以外の生活に関することなどの相談・苦情が寄せられます。

環境生活課に配属されてからの6年間の経験から、苦情対応を行う上で私が重要と感じた3点を紹介させていただきます。カッコつけて言えば「私のモットー」といえるかも知れません。

1点目は「なるべく迅速に対応すること」です。カッコつけた割に、当たり前のことだろうと怒られそうです。皆様が心掛けていらっしゃるのだと思います。

例えば水路への油流出事故が発生した場合は、発生源を特定し流出量を最低限に抑え、拡散を

防ぐ必要があるため、また、県職員や消防署、警察署等と連携して対応に当たる際、その方々を待たせないようにする必要があります。

そこに少し付け足せば、「ただし焦らず対応すること」です。

特に、相談者が焦燥しているような場合は、こちらもなるべく迅速に対応しなければと焦りがちになってしまいますが、誤った対応をしないように、そんな時こそ慎重に冷静に対応することが大切だと思います。関係法令を調べ、なにが起きているのか、どうすれば解決できるのかを相談者から聞き取り、状況を把握したうえで対応する。急がば回れくらいの気持ちで業務を進めることが円滑な問題解決につながると思います。

2点目は「あきらめが肝心」です。1点目とやっていることが違っていると、また怒られそうです。

私たちの元に寄せられる様々な相談・苦情の全てに丁寧に答えなければならないことは言うまでもありません。

しかし、例えば隣人の生活に伴って発生する騒音、悪臭等といったものに対しては、原則として指導権限はありません。以前とある研修を受けた際、「規制対象外のことであっても、基本的には対応する必要がある」との教えをいただいたことがあります。あまり納得できない部分もあります。ときには「個人の生活に関する指導はできない」とハッキリ説明する必要があるのではないのでしょうか。

職権と時間と予算は限られていますので、その範囲内で全力を尽くし、それでも解決できない場合は、理由とともにそのことを相談者に伝えていきます。それが適切なものであれば相談者にも納得してもらえることが多かったと思います。

3点目は「コミュニケーションを大切にすること」です。

苦情処理業務は、大抵どの自治体でも数名のチームで行っていることが多いと思いますが、自

分では考えつかないような対応方法、アドバイス等を上司や同僚、時には後輩からもいただけることがあります。また、現場での交通事故等思わぬハプニングにも容易に対応できることなどからも、2名以上での業務遂行が可能な体制を構築することが望ましいですが、チームの人数が少なく、各々が複数の業務を抱えているため、そのような体制を組むことが難しいのがツライところです。

また、職員同士のみならず、相談者もしくは原因者である地域住民とのコミュニケーションも重要です。公害やそれに類するものは人の営みによって生まれることですから、話し合えば解決できることも多いと思います。

そのためには、なるべく苦情発生現場へ出向くことが重要かと思います。問題が解決に至らずとも、現場で直接相談者の話を聞くことである程度気持ちを鎮めてもらうことができます。

苦情対応業務では、ときに神経をすり減らしてしまうようなことも起きてしまうかもしれませんが、この業務は私が若い時に思い描いていた、いわゆる市町村役所・役場の業務に最も近く、自治体の重要な業務の一つだと思っています。

全国の各市町村の同士が、日々問題解決のためにご尽力されていることを想いながら、私も苦情対応業務を遂行しています。一緒に頑張ってください。



上杉記念館

## がんばってまーす

### 言葉の選び方とコミュニケーション



愛知県一宮市環境部環境保全課主査

むこうはら あきひろ  
向原 彰宏

一宮市は愛知県北西部、岐阜県との県境に位置しています。古くからは「せんいの街」として栄え、近年は岐阜市と名古屋市のちょうど中間に位置することからベッドタウンとしても人気です。一宮の名前は<sup>おわりのくに</sup>尾張国の一之宮である<sup>ますみだ</sup>真清田神社があることに由来し、市章も御神宝である<sup>ごれいきょう</sup>五鈴鏡を模っています。真清田神社と商店街では、日本三大七夕まつりである一宮七夕まつりが開催され、「せんいの街」にちなんだコスプレイベントとあわせ、年に一度の大盛り上がりを見せます。

また、一宮市はモーニング発祥の地(諸説アリ)でもあります。モーニングとは喫茶店のセットのことで、ドリンクにトーストやサラダを始めとした様々なメニューがついてくるサービスです。時はせんい業の最盛期、はた織り機の音のあまりの大きさに商談や打ち合わせを社内ではなく周辺の喫茶店で行うようになったことから、常連客であるはた屋さん達にゆで卵とピーナッツをサービスしたのが始まりと言われています。その他にも、昨冬には<sup>きそがわ</sup>木曽川沿いにグランピング場が開園しました。朝はゆっくりとモーニングを楽しみ、夜は木曽川の雄大な流れを楽しみながらBBQと洒落こむ事が出来ます。愛知県に足を運ぶ事があれば、ぜひ寄ってみて下さい。

そんな一宮市ですが、令和3年度に中核市へ移行しました。当課は現在大忙し真ただ中といったところです。大気汚染防止法に基づく大気常時監視業務にPRTTR制度(人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境

へ排出等される量を、事業者が自ら把握し国に届け出をする制度)など新しい事務が移管され、職員皆で知恵を振り絞り足並み揃え一丸となって業務を進めています。引き続き公害苦情相談も絶えません。本市では平均して年に300件程度の苦情申し立てが寄せられ、12人で解決にあっています。コロナ禍の影響か、近年はじわりと増加傾向にあるのが心配どころです。



一宮七夕まつり

さて、私は今年で配属8年目になり、典型7公害全てを一度は担当しました。新人に公害苦情相談の受け付け方や発生者への聞き取りや指導の仕方を教える事も多くなってきましたが、私が毎回最初に伝えるのが言葉の選び方です。感覚公害のうち、「振動」は発生している現象の名前でしかありませんが、「騒音」と「悪臭」は言葉それ自体が強いネガティブなイメージを持っています。訪問の要件として、「この工場に騒音の苦情がありました」と言われ不快に思わない人はいないでしょう。まして、発生者が飲食店だった場合に「悪臭の苦情で来ました」と伝えれば、相手方



の態度は間違いなく硬化してしまいます。私は、相談者や発生者とのやり取りの中では、それらの言葉を「音」、「におい」、と言い換え、「苦情」も「相談」と言うようにしています。公害苦情の解決のために大切なのは、何よりコミュニケーションをとることです。そのためには、最初の一步でつまずいてはいけません。過剰に発生者側に寄り添う必要はありませんが、発生者と円滑にやり取りし苦情を円満に解決するためには、こういった余分な言葉の棘を抜くことが重要だと思っています。

とは言え、長く公害苦情相談に携わっているとなかなか解決の難しい事例に直面することも少なくありません。無事に解決出来たものもあれば、残念ながら長期間続いている相談もあります。二つほど紹介させて頂こうと思います。

一つ目は無事解決出来た案件です。準工業地域にある金属加工を行っている工場からの低周波と騒音に関する苦情相談でした。原因の事業場と相談者宅は100m以上離れてはいたものの、現地を調査したところ低い断続的な音と腹部に響く不快感を覚えました。ところが測定したところ、どの周波数でも参照値を超える値を確認出来ず、自分の体感が思ったより当てにならない事に内心ショックでした。一方で、騒音に関しては規制基準値を超過していたため改善を求める事になりました。幸い事業者は対応に前向きで、最終的にソフト面での対策ではなく防音壁を建設するというかなり大がかりな対策を実施する事に決まりました。

これで万事解決となれば良かったのですが、運悪くコロナ禍と施工業者の繁忙期が重なりなかなか着工出来ません。当初相談者は直接事業者と話し合っていたのですが、その際に対応が遅れた事から不信感が強く、まだかいつか本当にやるのか嘘ではないのかとの相談が寄せられるようになりました。進捗を定期的に確認し、繰り返し説明することで最終的に理解してもらう事は出来

ましたが、初期対応が最後まで尾を引く形になりました。

もう一つは、残念ながら解決には至っていない事例です。相談者宅から20m程離れた所にある、ごく小規模な配送センターでの配送トラックの出入りと、早朝の積み下ろし、及び荷捌きの音（愛知県では、条例で貨物の搬入搬出作業に騒音の規制がかけられています。）に対する相談が寄せられました。発生自体が散発的なうえ、作業は一回数分程度で終わってしまいます。発生者側には相談があった事を伝え、早朝は気を付けて作業するよう指導しているのですが、発生形態から測定が難しいこともあって、なかなか強い指導が出来ません。また、相談者は行政を通してだけでなく直接事業者にも不満を伝えているのですが、その話し合いの中で残念ながら両者の関係が悪化してしまいました。

その後、比較的トラックの出入りが多い時間帯を選び測定を実施しましたが、規制基準を満足する結果でした。こうなると行政から強く改善を指導することは出来ず、事業者には音に対する配慮を求めることとなりますが、関係の悪化から改善には消極的です。結局、定期的に相談が寄せられるものの効果的な対策はされない煮え切らない状況が続いています。

紹介させて頂いた事例は二つともなかなか円満に解決とはいかなかったものですが、原因はいずれもディスコミュニケーションだと感じました。公害苦情相談において、困っていること、伝えたいことがあるのは当たり前のことです。ただ、それをそのまま伝えることは必ずしも解決には繋がりません。

「相手の身になって考える」ことは、一番大切な基本だからこそ、ありきたりな言葉である。紹介させて頂いた事例を含めた沢山の失敗から、私はこのことを学びました。引き続き、公害苦情相談の円滑な解決を目指し頑張っていきたいと思っています。

# 「第 52 回公害紛争処理連絡協議会」について

開催：令和 4 年 5 月 19 日

公害等調整委員会では、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、都道府県公害審査会会長や審査会事務局との情報・意見交換等の場として、「公害紛争処理連絡協議会」を開催しています。

今年度は、日本学術会議講堂にて、「公害等調整委員会設立 50 周年記念シンポジウム」とともに開催しました。

## 挨拶（荒井勉 公害等調整委員会委員長）

公害等調整委員会委員長の荒井でございます。

本日は、大変お忙しい中、公害紛争処理連絡協議会にご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆さま方には、日頃より、公害紛争の迅速・適正な解決のために多大なご尽力をいただいておりますこと、また、当委員会の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして、改めて御礼を申し上げます。

この連絡協議会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で書面やウェブでの開催が続きましたが、3年ぶりに対面で開催することができました。こうして無事にこの日を迎えることができ、大変嬉しく思います。

さて、今年度は、公害等調整委員会が設立されてから 50 周年という大きな節目を迎えます。

この 50 年という年月を振り返りますと、当委員会が設立された当初からしばらくは、水俣病や企業による水質汚濁による水産被害など産業型の公害紛争が係属しましたが、その後、平成時代に入りますと、空港や鉄道からの騒音被害、自動車タイヤからの粉じん被害といった

交通関連の事案や豊島事件をはじめとする廃棄物関連の事案など広域にわたる大型案件が係属しましたが、平成時代の後半ころから、国民の皆さまや企業の努力、技術の進歩などによって環境は次第に改善してまいりました。



そして、近年では、環境をめぐる国民の意識の高まりや経済・社会構造の変化等を反映し、近隣の住宅や店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な都市型・生活環境型の公害紛争が事件の大半を占める状態となっております。

また、近年の新型コロナウイルス感染症の拡大による生活環境の変化などによって、地方公共団体に寄せられる公害苦情の相談件数が増加しており、令和元年度は 7 万件程度であったものが、令和 2 年度には大幅に増加し、8 万件

を超えていますし、公害審査会に申請された調停事件を見ましても、新型コロナウイルス感染症に関連する生活環境の変化が反映したと思われるものも散見されます。

このように、公害紛争はその時々为社会情勢を反映してその姿を変化させてきておりますので、公害紛争処理を担う組織や担当者としても、そうした社会生活における環境意識や公害紛争の実情に即した的確な対応をすることが求められております。

また、こうした近年の事件動向からすれば、地元に着して紛争解決を担う都道府県の公害審査会等や公害苦情担当者の役割がますます重要になってくると考えられます。

そのためにも、皆さまと当委員会が情報交換と連携を一層深めながら、社会の変化に即応して、環境紛争の適切な解決を図ることが極めて重要であると考えております。

この 50 周年という大きな節目に当たり、これまでの取組を振り返るとともに、現在及び将来の公害紛争の実相把握に努めながら、皆さまとともに期待される役割を果たしてまいりたいと考えております。

最後に、本日の連絡協議会が、公害紛争処理に関わる皆さま方と私ども双方にとりまして有意義なものとなることを祈念いたしまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

## 概況報告

(山内達矢 公害等調整委員会事務局長)

### I 公苦情処理の状況

#### 1. 令和 2 年度公害苦情の概況

令和 2 年度公害苦情調査につきましては、昨年 12 月に調査結果を公表しました。

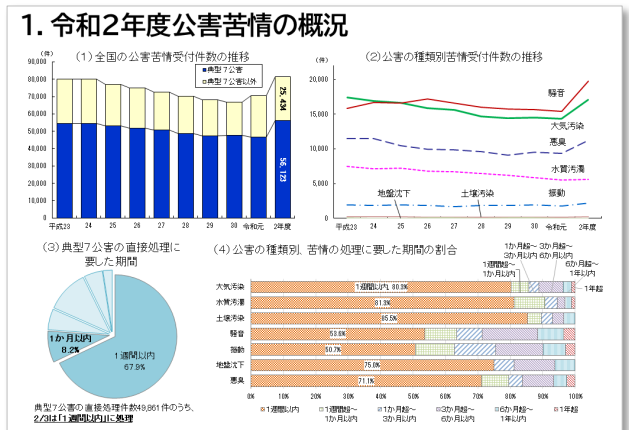
全国の公害苦情受付件数は、約 8 万件強となっており、そのうち典型 7 公害が約 7 割を占めています。これまで全体として減少傾向が続いていましたが、令和元年度に増加に転じ、令和 2 年度も引き続き増加しています。

次に、種類別苦情受付件数です。騒音が 35.2% と最も多く、次いで大気汚染、悪臭の順となっていて、上位 3 つで全体の 85.7% を占めています。



典型 7 公害の直接処理に要した期間は、3 分の 2 が 1 週間以内、全体の 4 分の 3 が 1 か月以内ということで、速やかな解決にご尽力いただいているところです。

公害の種類別に苦情の処理に要した期間を見ますと、ほかに比べて、騒音、振動が 1 週間以内に処理できている比率が低いということが見てとれます。

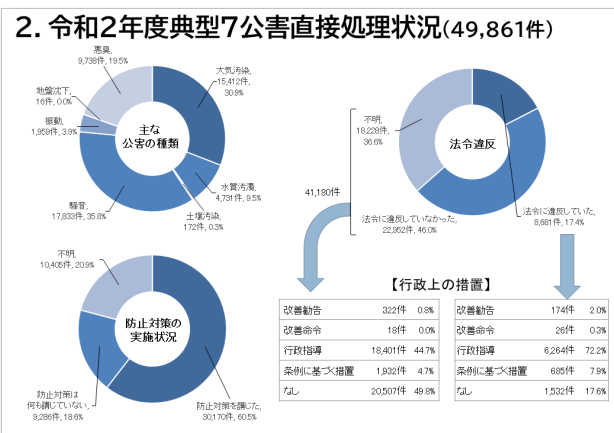


## 2. 令和2年度典型7公害直接処理状況

公害の種類別に見ると、先ほど同様、騒音が最も多く、次いで大気汚染、悪臭の順となっています。

法令違反の状況について見ますと、法令に違反していたが2割弱で、違反していなかったが5割、不明が4割となっています。それぞれの場合について、どのような行政上の措置を取ったかということを見ますと、法令に違反していた場合ですと、行政指導が7割強、それ以外の場合につきましても、4割強は行政指導が行われているといった状況です。

また、防止対策の状況を見ますと、6割ほどについて防止対策を講じているという状況で、これらのことを踏まえますと、典型7公害の直接処理では、法令違反の状況にかかわらず、発生源に対し苦情に対する防止対策を講じるよう促すことにより、処理に尽力されていると思われまます。

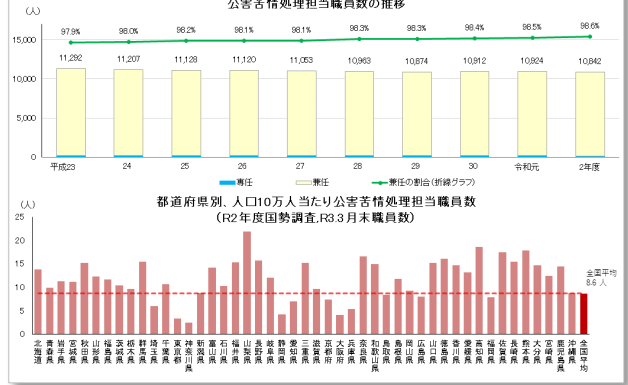


## 3. 公害苦情処理担当職員数の状況

微減の状況ですが、大きな変動はありません。しかしながら、98%以上の職員が兼任という状況です。

都道府県別、人口10万人当たり公害苦情処理担当職員数は、全国平均で見ますと8.6人ということですが、やはり人口の多いところは、どうしても平均以下となっているように見受けられます。

## 3. 公害苦情処理担当職員数の状況

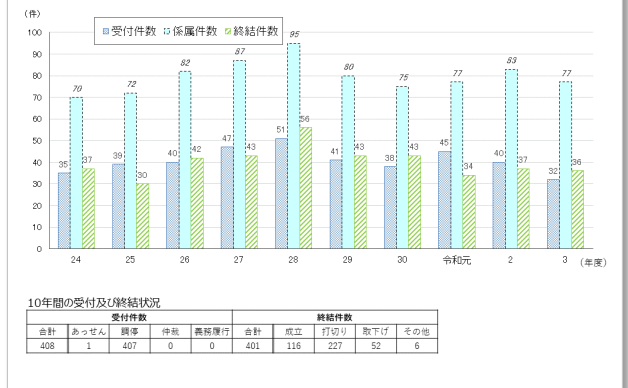


## II 公害紛争処理事件の状況

### 1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件

最近では年間30件から50件の新規受付という状況でしたけれども、令和3年度は新規に32件を受け付け、前年度からのものを含めて77件が係属し、36件が終結しています。受付件数のほとんどが調停です。

### 1. 都道府県公害審査会等における公害紛争処理事件

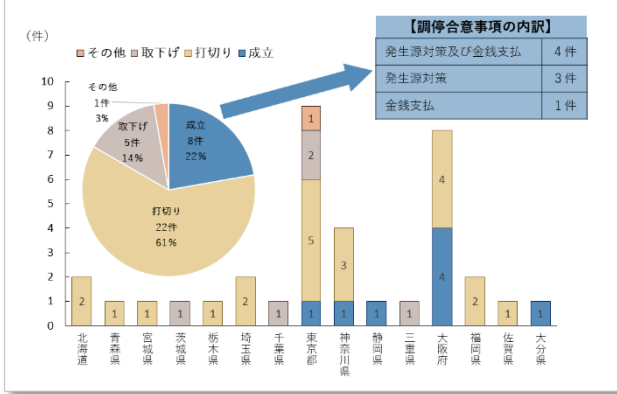


### 2. 令和3年度都道府県別事件終結状況

成立が8件、打切りが22件、取下げが5件、その他が1件です。都道府県別に見ますと、東京都が最も多く、次いで大阪府となっています。

また、調停が成立したものの内訳では、発生源対策及び金銭支払が最も多くなっています。

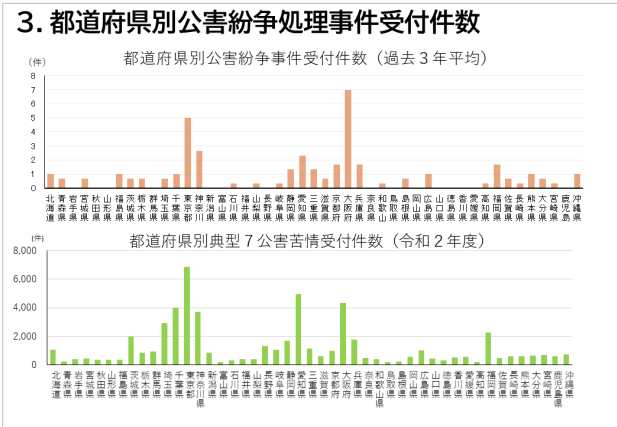
## 2. 令和3年度都道府県別事件終結状況



## 3. 都道府県別公害紛争処理事件受付件数

大阪府、東京都などで多くの件数を受け付けていますが、一方で、0件ですとか、あるいは1件未満といった県も相当数見受けられるところ。そういったところでは、調停委員会の回し方などについて、ノウハウの蓄積が難しい、継承が難しいといったようなお話も伺っています。

また、公害紛争の前段階である公害苦情の受付件数も、東京都、愛知県、大阪府といった人口が多いところが多くなっています。

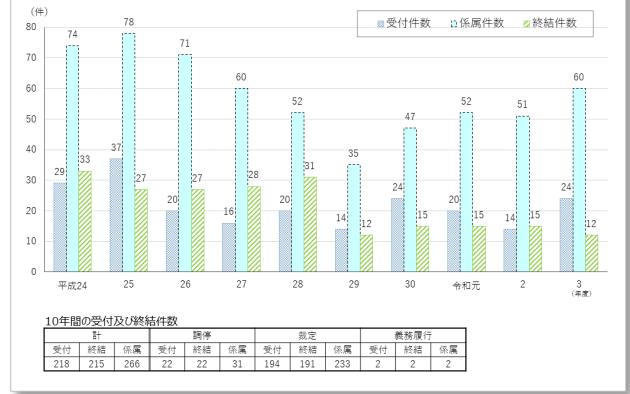


## 4. 公調委における公害紛争処理事件

最近では毎年10数件から30数件の受付件数でしたが、令和3年度は24件の新規受付で、繰越しを含めて60件が係属し、12件が終結しました。

また、平成24年度から令和3年度までの10年間の件数は、ほとんどが裁定申請です。

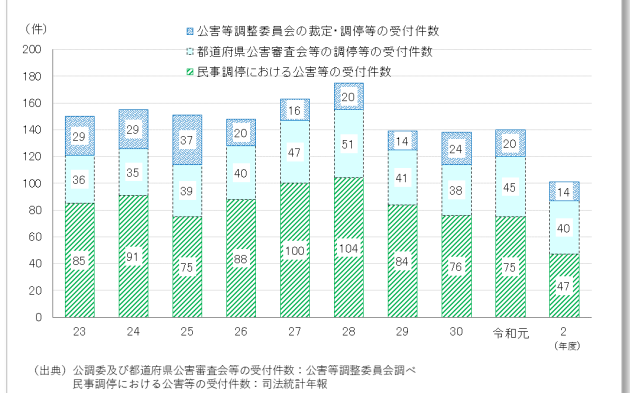
## 4. 公調委における公害紛争処理事件



## 5. 公害紛争 ADR の受付件数

青色の部分が公調委で、平均20件程度。水色の部分が都道府県の審査会で、平均40件程度。対して裁判所は平均80件程度と少し上回っています。ただ、なぜか令和2年度に関しては裁判所の件数が減っており、公調委と審査会を足した数とほぼ同数といったような状況です。

## 5. 公害紛争ADRの受付件数



## III 公害等調整委員会の取組の紹介

### 1. 都道府県主催研修会への支援

当委員会では、都道府県主催の研修会への支援として、ご希望に応じ、アドバイザーや公調委事務局職員を講師として派遣しています。令和3年度は7自治体で201人の方が参加されました。

昨年もコロナの影響でなかなか研修の実施が難しかったところもあるかと思いますが、③にありますとおり、ウェブ会議も実施していま

すので、もし御要望がありましたら事務局のほうまで御連絡いただければと思います。

また、②ですけれども、公害苦情処理を担当されている職員の皆さまには、既に解決した事案というのが参考になるのではないかと考えていますので、そういった事例につきまして、処理経過ですとか問題となった点等についての情報を収集、整理、分析した資料を内部資料として提供することとしています。

## 1. 都道府県主催研修会への支援

### ① 令和3年度の講師派遣の実績

- ✓ 研修会にアドバイザー等を講師として派遣（参加者は7自治体で計201人）

### ② 情報・資料の提供等

- ✓ 既に解決した公害苦情相談事例の処理経過、問題となった点等についての情報を収集、整理及び分析し、提供
- ✓ 全国の公害苦情の実態を統計的に把握し、毎年度、公害苦情調査結果を公表

### ③ 講師派遣による講演等の内容

- ✓ アドバイザーによる講演等（ウェブ会議による講演を含む。）
  - ・ 公害苦情の対応方法、事例を踏まえた技術的アドバイス（処理困難な事例を含む。）
  - ・ 事例検討のコメンテーター等
- ✓ 公調委職員による講演等（ウェブ会議による講演を含む。）
  - ・ 公害紛争処理制度、公害苦情の処理状況（統計など）の説明
  - ・ 公害苦情調査エクセル入力システムの操作方法等

## 2. ウェブセミナーの実施

令和3年度も、コロナの感染防止のためにブロック会議を中止せざるを得ませんでした。このため、令和2年度に引き続き、自治体の公害紛争・苦情相談の担当者等を対象としてウェブセミナーを実施しました。

令和3年度のセミナーにおいては、令和2年度に実施した際の自治体からの要望も踏まえ、初心者向けと中級以上向けに分けて実施し、さらに、より実践的なテーマを選び計10回ほど行っています。

## 2. ウェブセミナーの実施

- 令和2年度に新たに実施したウェブセミナーについて、令和3年度も初心者向けと中級以上向けに分けて計10回実施

- 第1・2回「騒音・振動苦情の対処方法（初級）」
- 第3・4回「心のある仕事をするために～公害苦情対応されているみなさまへ～（初級）」
- 第5・6回「公害苦情業務を行う方へ～少しでもお役に立てれば～（初級）」
- 第7・8回「公害苦情処理について（法令規制のない事例等）（中級）」
- 第9・10回「公害苦情相談におけるクレーム対応」

## 3. 公害苦情調査エクセル入力システムの導入

公害苦情の関係の調査に関しては、都道府県の皆さまにかなりの手間をおかけしているところですが、昨年度から、少しでも作業を効率化するために、公害苦情調査エクセル入力システムを導入しています。

今年度は、さらに地方公共団体の皆さまの業務の合理化・効率化に資するように、改良を加えることとしています。

## 3. 公害苦情調査エクセル入力システムの導入

- 問題点：①地方自治体の公害相談窓口では、日々の業務において処理経過等の記録を行っているが、公調委に報告するために別途作業が必要であったこと
- ②エクセル調査票は、入力しなければならぬ項目が分りにくく、入力漏れや入力内容の誤りをチェックする機能がないため、データチェックに時間を要していたこと

令和3年度以降 エクセル入力システム

【改善点】

- ①苦情処理経過等の記録と公害苦情調査のデータ入力を一体化し、各自治体の作業を効率化
- ②公調委に報告する項目を分かりやすくしたこと
- ③データの入力漏れや誤りをチェックする機能を付記したことにより、公調委のデータ確認作業を効率化

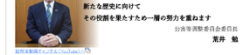
## 4. 公害紛争処理制度の周知・広報

公害でお困りの方が必要なときに必要な情報が得られるように、公害紛争処理制度の周知を図るということは非常に重要なことだと考えています。

## 4. 公害紛争処理制度の周知・広報①

### ① 公調委設立50周年記念サイト開設

- ・ 本年4月1日に公調委設立50周年記念特設サイトを開設
- ・ 公調委委員長の挨拶動画を掲載
- ・ 50周年記念の行事や事業などについて随時掲載予定



### ② 公調委公式Twitterアカウント開設

- ・ 本年4月1日に公調委公式Twitterアカウントを開設
- ・ 公害紛争処理制度に関する情報、他、子ども達が関心する情報、機関誌「ちようせい」に関する情報等を随時発信予定
- ・ フォロー、いいね、リツイートをよろしくお願いいたします



まず第1に、本年4月に当委員会設立50周年記念特設サイトを開設しました。現在、荒井委員長の挨拶動画を掲載しており、今後も、この後実施されるシンポジウムの模様などの情報を提供してまいります。同じく本年4月にTwitterのアカウントを開設しました。随時情

報等をツイートしますので、ぜひフォローをお願いします。

それから、やはり身近な公害でお困りの方には市町村の窓口というのが非常に役に立つのだろうと思ひまして、そちらのほうの紹介も努めています。例えばリーフレット、政府広報、総務省の広報誌『総務省』などで紹介しています。

現在、行政手続について、デジタル庁主導の下でデジタル化が進められています。やはり公害紛争処理手続についても一定の見直しが必要であると思われます。その検討に当たっては、ぜひとも皆さま方の実情ですとか御意見なども伺いたいと思っておりますので、その際にはどうかよろしく願いいたします。

**4. 公害紛争処理制度の周知・広報②**

**③ リーフレット**

- イラストを中心に全面リニューアル(R2.3)
- 全国の地方公共団体等へ送付(R2.10~11)  
(希望により随時追加送付可)

**④ 政府広報**

騒音や悪臭などに困ったときは、気軽に公害苦情相談窓口へ

**⑤ 広報誌「総務省」**

- 公害苦情相談窓口を紹介(R3.7月号)
- 公害苦情調査結果の概要を紹介(R4.3月号)
- 公調委設立50周年関係記事を掲載予定(R4.8月号)

## 挨拶 (荒井勉 公害等調整委員会委員長)

今日はどうもありがとうございました。例年ですと、事務局の概況報告の後に、各自治体の取組例をご紹介いただいたり、質疑応答を行っていただくということがございましたけれども、今年度はこの後にシンポジウムが控えておりますので、簡単に、事務局の紹介中心で終わらせていただきました。

それと、私ごとで恐縮ですがけれども、来月末で5年間の任期を終えて退任することになります。5年間、皆さま方には大変お世話になりました。ありがとうございます。この数年間は新型コロナの関係で閉塞的な状況もありまして、やや不全感もございますけれども、皆さま方のご尽力とご協力によりまして何とか任期を終えることができるように思います。今後とも一層連携を図らせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもお世話になりました。



### 【参考】

このコーナーに掲載した資料は、以下のリンク先からご覧になれます。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000818547.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000818547.pdf)



# 公害等調整委員会の動き

(令和4年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

## 1 審問期日の開催状況

| 月 日  | 期 日  | 開催地 |
|------|--|-----|
| 6月1日 | 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件 第1回審問期日                                   | 福岡県 |
| 6月8日 | 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件及び熊本市における飲食店からの悪臭・騒音による財産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日 | 熊本県 |

## 2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

### 受付事件の概要

- 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

(令和4年(ゲ)第3号事件)

令和4年4月18日受付

本件は、神戸地方裁判所伊丹支部から、同裁判所同支部に係属している「令和元年(ワ)第216号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

- 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第4号事件)

令和4年4月26日受付

本件は、申請人に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第2号事件)

令和4年4月28日受付

本件は、申請人ら宅南側の有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穩生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、精神的損害の一部として、損害賠償金合計500万円の支払を求めるものです。

- 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第5号事件)

令和4年5月18日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から



発生させた騒音・振動によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第6号事件)

令和4年5月25日受付

本件は、申請人が所有している居宅及び工房等に生じたクラック、隙間、傾き等の家屋被害は、当該居宅及び工房等の隣地に所在する被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下が原因である、との裁定を求めるものです。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第7号)

令和4年6月14日

本件は、平成27年10月28日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害は被申請人が操業する工場から発生させた超音波と唸り音の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第5号事件・令和2年(セ)第1号事件・令和2年(セ)第2号事件・令和2年(セ)第9号事件・令和4年(調)第2号事件)

① 事件の概要

令和元年9月19日、東京都小平市で事業を営む法人から、近接地に工場を有する法人を相

手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、近接する被申請人の工場から排出された物質によって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求めたものです(その後、請求金額は1008万8038円(令和3年3月末時点)に変更)。

その後、令和2年2月26日、同市の住民1人から(令和2年(セ)第1号事件)、同年3月12日、同市の住民1人から(令和2年(セ)第2号事件)、同年11月17日、同市の住民1人から(令和2年(セ)第9号事件)、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年3月24日(令和2年(セ)第1号事件)、同年4月7日(令和2年(セ)第2号事件)、同年12月21日(令和2年(セ)第9号事件)これを許可しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から排出された物質と申請人らの事業所等の黒ずみ発生との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年6月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(令和4年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年6月23日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

### ○ 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(平成31年(セ)第5号事件・平成31年(ゲ)第4号事件・令和4年(調)第3号事件)

#### ① 事件の概要

平成31年4月2日、奈良県安堵町の住民1人から、牛舎を所有する畜産会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、被申請人が、所有する牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によって、申請人が、吐き気、食事も困難な状況等の健康被害等を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金100万円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人宅の周辺に生じている悪臭、特に夏期における虫の大量発生により、申請人に吐き気、窓を開けられず食事も困難な状況等の健康被害等が生じているのは、被申請人が、牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によるものである、との原因裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和元年5月14日、これらを併合して手続きを進めることを決定しました。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、農業用水路に排出された牛の尿を含む汚水による悪臭と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続きを進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年6月17日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し(令和4年

(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年6月28日、第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

### ○ 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(平成31年(ゲ)第5号事件)

#### ① 事件の概要

平成31年4月5日、福岡県宗像市の住民5人(注:後に1人死亡)から、一部事務組合(関係2市により組織)、水道事業者及び建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らの所有する家屋等に生じた被害は、被申請人らが軟弱地盤を安定した地盤と誤認し、事前調査や土留め工など必要な配慮を行わずに配水管敷設替工事を実施したことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続きを進めた結果、令和4年6月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

### ○ 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第5号事件・令和2年(セ)第4号事件)

### ① 事件の概要

平成30年11月1日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、ぜん息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているため、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めたものです。

その後、令和2年4月3日、同市の住民2人から、同飲食店経営者を相手方として、24時間換気システムの設備費や精神的苦痛に対する慰謝料等の損害賠償金合計337万7600円の支払を求める責任裁定申請があり(令和2年(セ)第4号事件)、同年6月15日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭と申請人らに生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和4年6月30日、申請人らの本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

## 3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

### 終結事件の概要

- 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件(平成30年(フ)第1号事件)

#### ① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から山形県知事(以下「処分庁」という。)が行った山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における岩石採取計画の不認可処分の取消しを求める裁定の申請(以下「本件裁定申請」という。)を平成30年9月21日付けで受け付けました。

申請の内容は以下のとおりです。処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流入入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、同処分の取消しを求めて裁定を申請しました。

#### ② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、9回の審理期日を開催するとともに、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進

## 公害等調整委員会の動き

---

め、令和4年6月23日付けで、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

# 都道府県公害審査会の動き

## (令和4年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

### 1. 受付事件の状況

| 事件の表示                | 事件名                    | 受付年月日   |
|----------------------|------------------------|---------|
| 神奈川県<br>令和4年(調)第2号事件 | 隣接コインパーキングからの騒音等防止請求事件 | R4.6.13 |
| 神奈川県<br>令和4年(調)第3号事件 | 隣家からの低周波音防止請求事件        | R4.6.14 |
| 山梨県<br>令和4年(調)第2号事件  | 幼児・児童用施設からの騒音被害防止請求事件  | R4.5.20 |
| 大阪府<br>令和4年(調)第2号事件  | 通所介護施設騒音振動被害防止請求事件     | R4.4.14 |
| 大阪府<br>令和4年(調)第3号事件  | 解体工事等振動被害防止請求事件        | R4.6.6  |
| 兵庫県<br>令和4年(調)第1号事件  | 造成工事にかかる土壌・水質汚染等対策請求事件 | R4.6.6  |

### 2. 終結事件の概要

| 事件の表示   | 申請人         | 被申請人      | 請求の概要  | 終結の概要  |
|---|-------------|-----------|--|--|
| 千葉県<br>令和3年(調)<br>第2号事件<br><br>[コンクリート工場からの騒音等被害防止請求事件] | 千葉県<br>住民1人 | コンクリート製造業 | 令和3年7月16日受付<br><br>被申請人は、コンクリート工場を設置し、パワーショベル、ブルドーザー等の重機と、コンクリート運搬用のミキサー車を稼働させている。重機やミキサー車による騒音は、騒音規制法の規制基準を超過しており、在宅勤務や日常生活に影響を及ぼしており、生活妨害を受けているため。よって、被申請人は、騒音規制法が規定する基準内の騒音を厳守するための対策を講じること。騒音対策ができない場合は、作業場所を変更すること。 | 令和4年6月2日<br>調停打切り<br><br>調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。 |

## 都道府県公害審査会の動き

| 事件の表示   | 申請人          | 被申請人         | 請求の概要  | 終結の概要   |
|---|--------------|--------------|--|---|
| 神奈川県<br>令和4年(調)<br>第1号事件<br><br>[悪臭発生源非<br>該当確認等請求<br>事件] | 神奈川県<br>住民2人 | 神奈川県<br>住民2人 | 令和4年3月1日受付<br><br>申請人は被申請人からの虚偽の悪臭騒ぎに関し、令和2年8月から現在まで極めて甚大な精神的苦痛を受け続けていることから、何とか被申請人の悪臭の虚偽の発言被害を食い止めることを願っているため。よって、(1)被申請人が主張する悪臭は申請人が発生源でないことを確認すること、(2)被申請人は第三者に対し、申請人が悪臭を出している旨の発言をしてはならないこと、(3)被申請人は申請人に対し、被申請人が主張する悪臭を原因とする申請人宅への訪問及び申請人等の職場への訪問を行ってはならないこと、(4)被申請人は申請人宅に対して扇風機による送風、カメラによる盗撮を行ってはならないこと。       | 令和4年5月23日<br>申請取下げ<br><br>調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は調停申請を取り下げたため、本件は終結した。           |
| 大阪府<br>令和3年(調)<br>第4号事件<br><br>[工場騒音振動<br>被害事件]           | 金属プレス製品製造会社  | 大阪府<br>住民1人  | 令和3年11月1日受付<br><br>申請人は住所地に所在する工場で50年来、金属プレス加工業を行っているが、平成29年頃に隣地に建売住宅が建設され、被申請人が居住するようになった。平成30年頃より被申請人から騒音振動に関する苦情を受けるようになったため、申請人は騒音振動の軽減措置を講じるとともに、建売住宅業者も交えて話し合いを行った。しかし、話し合いの結果を盛り込んだ覚書を締結する段になって被申請人は署名押印を拒否し、その後も市担当課に苦情の申し入れを繰り返しているため、本調停に及んだものである。よって、申請人の発する騒音振動の実情を把握するとともに、相互理解を深めた上、共生の理念に基づく円満解決を求める。 | 令和4年5月17日<br>調停打ち切り<br><br>調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |

| 事件の表示  | 申請人       | 被申請人        | 請求の概要   | 終結の概要  |
|--|-----------|-------------|---|--|
| 兵庫県<br>令和3年(調)<br>第1号事件<br><br>[コインランドリーからの騒音被害防止請求事件] | 小売業<br>会社 | 兵庫県<br>住民1人 | 令和3年4月28日受付<br><br>申請人が運営するコインランドリーの稼働音等による騒音により、被申請人が日々悩まされているとの相談があり、解決の方法を模索したが、当事者間では解決の糸口が見つからず、調停により状況の解決を望むため。よって、申請人の実現可能な範囲での解決策で、被申請人との合意を得ること。 | 令和4年6月29日<br>調停成立<br><br>調停委員会は、6回の調停期日の開催等<br>手続を進めた結果、<br>調停委員会の提示した<br>調停案を当事者双方が<br>受諾し、本件は<br>終結した。 |

(注) 上記の表は、原則として令和4年4月1日から令和4年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

## ちょうせい

第110号 令和4年8月

編集 総務省公害等調整委員会事務局  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1  
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当  
Tel: 03-3581-9601 (内線2315)  
03-3503-8591 (直通)  
Fax: 03-3581-9488  
E-mail: kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に  
伴う被害なども  
公害紛争処理の対象になります  
紛争を解決するには、まずは相談を



## 公害紛争処理制度に関する相談窓口

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

**TEL 03-3581-9959**

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00  
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. [kouchoi@soumu.go.jp](mailto:kouchoi@soumu.go.jp)

詳しくはこちらへ

公害等調整委員会

検索

URL.

[https://www.soumu.go.jp/  
kouchoi/](https://www.soumu.go.jp/kouchoi/)



公式Twitter

@MIC\_kouchoi

